

「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」（「事務ガイドライン」）

現 行	改 正 後
<p>「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者の監督等に当たっての留意事項について」</p> <p>第1部 証券会社の監督関係 (略) 3-2-1 その他業務に係る届出の受理に当たっての留意事項 (略) (1) (略) (2) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 ~ (略) 代理業務等 (略) イ 延べ取引の委託の代理業務等 a 延べ取引に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集証券会社又は金卸売業者（2-5において「募集証券会社等」という。）に取り次ぎ、顧客と募集証券会社等との間で行われる延べ取引に係る業務の全部又は一部を募集証券会社等に代わって行うこととし、延べ取引に係る代理業務等を行う証券会社は、募集証券会社等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。 b (略) ロ (略) (3)~(6) (略)</p>	<p>「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者の監督等に当たっての留意事項について」</p> <p>第1部 証券会社の監督関係 (略) 3-2-1 その他業務に係る届出の受理に当たっての留意事項 (略) (1) (略) (2) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 ~ (略) 代理業務等 (略) イ 延べ取引の委託の代理業務等 a 延べ取引に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集証券会社又は金卸売業者（3-2において「募集証券会社等」という。）に取り次ぎ、顧客と募集証券会社等との間で行われる延べ取引に係る業務の全部又は一部を募集証券会社等に代わって行うこととし、延べ取引に係る代理業務等を行う証券会社は、募集証券会社等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。 b (略) ロ (略) (3)~(6) (略)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3-3 累積投資業務に係る留意事項</p> </div> <p>法第34条第1項第8号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。 (1) 累積投資業務において取り扱う有価証券の種類 ~ (略)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3-3 累積投資業務に係る留意事項</p> </div> <p>法第34条第1項第8号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。 (1) 累積投資業務において取り扱う有価証券の種類 ~ (略)</p>

証券投資信託受益証券（日経 300上場投信を除く。3 - 3において同じ。）

イ 単位型証券投資信託

ロ 追加型証券投資信託（公社債投資信託を除く。3 - 3において同じ。）

ハ （略）

外国証券投資信託受益証券

証券投資法人の投資証券

外国投資証券

～ （略）

(2) 累積投資業務における有価証券の買付けの方法

買付けする有価証券は、新規発行分に限るものとし（追加型証券投資信託受益証券、追加型外国証券投資信託受益証券及び株券についてはこの限りでない。）、あらかじめ契約によりその種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めておくこと。ただし、契約において予定している買付時期に新規発行がない場合その他新規発行分を手当てできない場合においては、あらかじめ契約で定めるところに従い、同一種類の既発行分の有価証券を買付けすることができるものとする。

（略）

有価証券の買付価額は次によるものとする。

イ （略）

ロ 次に掲げる証券投資信託受益証券については、次に定める価額

a 単位型証券投資信託 募集価額

b 追加型証券投資信託

(イ) 株式投資信託 買付日の前日の基準価額（買付時に信託財産留保額を徴収する追加型株式投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額）

(ロ) 公社債投資信託 買付日又は買付日の前日の基準価額

ハ 外国証券投資信託受益証券については、買付日の前日の基準価額

ニ 証券投資法人の投資証券及び外国投資証券については、規約又はこれに相当する書類に定める価額

ホ・ヘ （略）

（略）

(10) 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律92号。以下この章において「財研法」という。）に基づく累積投資（以下「財研貯蓄」という。）業務については、次によることができるものとする。

投資信託受益証券（日経 300上場投信を除く。3 - 3において同じ。）

イ 単位型投資信託

ロ 追加型投資信託（公社債投資信託を除く。3 - 3において同じ。）

ハ （略）

外国投資信託受益証券

投資法人の投資証券

外国投資証券

～ （略）

(2) 累積投資業務における有価証券の買付けの方法

買付けする有価証券は、新規発行分に限るものとし（追加型投資信託受益証券、追加型外国投資信託受益証券及び株券についてはこの限りでない。）、あらかじめ契約によりその種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めておくこと。ただし、契約において予定している買付時期に新規発行がない場合その他新規発行分を手当てできない場合においては、あらかじめ契約で定めるところに従い、同一種類の既発行分の有価証券を買付けすることができるものとする。

（略）

有価証券の買付価額は次によるものとする。

イ （略）

ロ 次に掲げる投資信託受益証券については、次に定める価額

a 単位型投資信託 募集価額

b 追加型投資信託 買付日の前日の基準価額（買付時に信託財産留保額を徴収する追加型投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額）

c 追加型公社債投資信託 買付日又は買付日の前日の基準価額

ハ 外国投資信託受益証券については、買付日の前日の基準価額

ニ 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券については、規約又はこれに相当する書類に定める価額

ホ・ヘ （略）

（略）

(10) 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律92号。以下この章において「財研法」という。）に基づく累積投資（以下「財研貯蓄」という。）業務については、次によることができるものとする。

<p>有価証券の買付けの方法のうち、(1) ロに掲げる有価証券の買付価額については(2) ロb にかかわらず次によること。</p> <p>イ 財形法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額（買付時に信託財産留保額を徴収する追加型株式投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額）</p> <p>ロ （略） （略）</p>	<p>有価証券の買付けの方法のうち、(1) ロに掲げる有価証券の買付価額については(2) ロb にかかわらず次によること。</p> <p>イ 財形法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額（買付時に信託財産留保額を徴収する追加型投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額）</p> <p>ロ （略） （略）</p>
<p>4 - 3 - 1 外証法第7条第1項に規定する業務の認可申請書に係る留意事項 外証法第7条第1項に規定する業務の認可にあたっては、3 - 1に掲げる事項に準ずる点のほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) (1)に掲げる者のうち50%の資本関係を有する者の業務経歴期間を通算して算定する場合には、3 - 1 - 1(8)に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>4 - 3 - 1 外証法第7条第1項に規定する業務の認可申請書に係る留意事項 外証法第7条第1項に規定する業務の認可にあたっては、3 - 1に掲げる事項に準ずる点のほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) (1)に掲げる者のうち50%の資本関係を有する者の業務経歴期間を通算して算定する場合には、3 - 1 - 1(9)、3 - 1 - 2(5)又は3 - 1 - 3(3)に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>（略）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">6 - 9 取引先リスク相当額</div> <p>(1)~(7) （略）</p> <p>(8) 簡易保険事業団及び年金福祉事業団は、別表第14に掲げる指定国の政府機関に準ずる者に該当する。</p> <p>(9)~(14) （略）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">6 - 9 取引先リスク相当額</div> <p>(1)~(7) （略）</p> <p>(8) 簡易保険事業団及び年金福祉事業団は、自己資本府令別表第14に掲げる指定国の政府機関に準ずる者に該当する。</p> <p>(9)~(14) （略）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">7 - 4 証券会社に関する総理府令第15条及び第18条の解釈について</div> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) (1)の（発送及び配達業務を除く。）、のデータの保管管理及び から までの業務は当該証券業及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該証券会社の親法人等若しくは子法人等又は証券会社に関する総理府令第15条第1号及び第3号若しくは第18条第1号及び第3号に</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">7 - 4 証券会社に関する総理府令第15条及び第18条の解釈について</div> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) (1)の（発送及び配達業務を除く。）、のデータの保管管理及び から までの業務は当該証券業及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該証券会社の親法人等若しくは子法人等又は証券会社に関する総理府令第15条第1号及び第3号若しくは第18条第1号及び第3号に</p>

規定する会社に外部委託できることが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。また、証券会社が(1)又は(2)の業務以外の業務のうち証券業に関連する業務を他の会社に委託する場合には、合理的な理由がある場合を除き、証券業を遂行する上で、2 - 1 - 5(1)の体制整備が確保されているか疑義があることに留意する。証券会社が上記(2)の業務を受託する場合には、上記(2)の業務のうち、 、 、 及び に掲げる業務を除き法第34条第4項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する(なお、7 - 1 - 4(7)に留意する。)。

(4)・(5) (略)

規定する会社に外部委託できることが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。また、証券会社が(1)又は(2)の業務以外の業務のうち証券業に関連する業務を他の会社に委託する場合には、合理的な理由がある場合を除き、証券業を遂行する上で、2 - 1 - 5(1)の体制整備が確保されているか疑義があることに留意する。証券会社が上記(2)の業務を受託する場合には、上記(2)の業務のうち、 、 、 及び に掲げる業務を除き法第34条第4項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する(なお、7 - 1 - 3(7)に留意する。)。

(4)・(5) (略)

第2部 証券投資信託委託業者及び証券投資法人等の監督関係

目次

- 1 証券投資信託委託業の認可基準の審査に当たっての留意事項
 - 1 - 1 認可申請書等の審査
(新設)
 - 1 - 1 - 1 認可申請書の添付書類
 - 1 - 1 - 2 外国会社の認可申請書等の審査
 - 1 - 2 証券投資信託委託業者となろうとする会社についての留意事項等
(略)
- 2 証券投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項
(略)
 - 2 - 3 信託財産のリスク評価の相殺
 - 2 - 4 兼業関係
 - 2 - 4 - 1 証券業の兼業認可申請書の添付書類
 - 2 - 4 - 2 法第19条ただし書の規定に基づく兼業業務の範囲
 - 2 - 4 - 3 業務方法基準
 - 2 - 4 - 4 審査基準
 - 2 - 5 取引報告書関係
(略)
(新設)

第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

目次

- 1 投資信託委託業の認可基準の審査に当たっての留意事項
 - 1 - 1 認可申請書等の審査
 - 1 - 1 - 1 業務の方法を記載した書類の審査
 - 1 - 1 - 2 認可申請書の添付書類
 - 1 - 1 - 3 外国会社の認可申請書等の審査
 - 1 - 2 投資信託委託業者となろうとする会社についての留意事項等
(略)
- 2 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項
(略)
 - 2 - 3 投資信託財産のリスク評価の相殺
(2 - 10へ)
 - 2 - 4 取引報告書関係
(略)
 - 2 - 5 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

2 - 6 信託財産運用報告書の記載要領
(4 - 9より)

(新設)

(2 - 4より)

2 - 7 法定帳簿の作成・保存
(略)

2 - 8 営業報告書等
(略)

2 - 8 - 2 証券投資信託委託業者営業報告書簿

(新設)

3 外国証券投資信託

3 - 1 外国証券投資信託に関する届出書の記載要領

3 - 2 外国証券投資信託の信託財産運用報告書の記載要領

2 - 5 - 1 「同種の資産」の解釈

2 - 5 - 2 「管理の委託」の解釈

2 - 6 投資信託財産運用報告書の記載要領

2 - 7 勧誘及び広告

2 - 7 - 1 勧誘

2 - 7 - 2 誇大広告の禁止等

2 - 8 契約を締結している投資法人等に対する書面の交付

2 - 8 - 1 「同種の資産」の解釈

2 - 8 - 2 「管理の委託」の解釈

2 - 9 資産運用委託契約締結前及び締結時の書面交付

2 - 9 - 1 資産運用委託契約締結前の書面交付

2 - 9 - 2 資産運用委託契約締結時の書面交付

2 - 10 兼業関係

2 - 10 - 1 兼業認可申請書の添付書類

2 - 10 - 2 法第34条の1ただし書の規定に基づく兼業業務の範囲

2 - 10 - 3 業務方法基準

2 - 10 - 4 審査基準

2 - 11 法定帳簿の作成・保存

(略)

2 - 12 営業報告書等

(略)

2 - 12 - 2 投資信託委託業者営業報告書簿

3 委託者非指図型投資信託

3 - 1 法第49条の11において準用する第13条の解釈

3 - 2 取引報告書関係

3 - 3 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

3 - 4 投資信託財産運用報告書の記載要領

4 外国投資信託

4 - 1 外国投資信託に関する届出書の記載要領

4 - 2 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の記載要領

4 証券投資法人の監督に関する事項

4 - 1 事務の取扱いに関する事項

(略)

4 - 2 証券投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項

(略)

4 - 3 証券投資法人不成立届出書の受理等に際しての留意事項

4 - 3 - 1 不成立届出書の受理手続

4 - 4 証券投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項

(略)

4 - 4 - 8 登録証券投資法人登録簿

4 - 5 登録証券投資法人の変更及び解散の届出

4 - 5 - 1 登録証券投資法人変更届出

(略)

4 - 5 - 3 証券投資法人解散届出書

4 - 6 資産運用報告書の記載事項

4 - 7 (略)

4 - 8 規則第116条第1項第6号に規定する運用(いわゆる合同運用)の禁止

4 - 9 勧誘及び広告

4 - 9 - 1 勧誘

4 - 9 - 2 誇大広告の禁止等

4 - 10 法定帳簿の作成・保存

4 - 10 - 1 発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成

4 - 10 - 2 証券投資法人の法定帳簿の電磁的方法等による保存

4 - 10 - 3 運用会社及び資産保管会社の法定帳簿の電磁的方法等による保存

4 - 11 (略)

4 - 12 (略)

(略)

4 - 12 - 2 証券投資法人への通告

4 - 13 証券投資法人の純資産状況報告

(略)

4 - 14 証券投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等

4 - 14 - 1 証券投資法人等への許可等の金融庁への協議等

(略)

5 投資法人の監督に関する事項

5 - 1 事務の取扱いに関する事項

(略)

5 - 2 投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項

(略)

5 - 3 投資法人の不成立に関する届出書の受理等に際しての留意事項

5 - 3 - 1 不成立に関する届出書の受理手続

5 - 4 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項

(略)

5 - 4 - 8 登録投資法人登録簿

5 - 5 登録投資法人の変更及び解散の届出

5 - 5 - 1 登録投資法人変更届出

(略)

5 - 5 - 3 投資法人解散届出書

5 - 6 資産運用報告書の記載要領

5 - 7 (略)

(削除)

(2 - 7へ)

5 - 8 法定帳簿の作成・保存

(削除)

5 - 8 - 1 投資法人の法定帳簿の電磁的方法等による保存

5 - 8 - 2 資産保管会社の法定帳簿の電磁的方法等による保存

5 - 9 (略)

5 - 10 (略)

(略)

5 - 10 - 2 投資法人への通告

5 - 11 投資法人の純資産状況報告

(略)

5 - 12 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等

5 - 12 - 1 投資法人等への許可等の金融庁への協議等

(略)

(新設)

5 外国証券投資法人

5 - 1 外国証券投資法人に関する届出書の記載要領

6 経過措置

6 - 1 特定信託約款の取扱い

6 - 1 - 1 特定信託約款の付表の変更の取扱い

6 - 1 - 2 特定信託約款の信託期間の延長

6 - 1 - 3 特定信託約款に係る信託財産の統合

6 - 2 信託財産報告書の作成に当たっての留意事項

6 - 3 受益証券の説明書に関する事項

6 - 3 - 1 受益証券の説明書の記載要領

5 - 1 2 - 3 関係行政機関の長への通知

6 外国投資法人

6 - 1 外国投資法人に関する届出書の記載要領

(削除)

1 証券投資信託委託業の認可基準の審査に当たっての留意事項

証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「法」という。)第9条、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令(平成10年政令第370号。以下「令」という。)及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則(平成10年令第30号。以下「規則」という。)の規定に基づく認可基準の審査に当たっては、次の事項に留意するものとする。

1 - 1 認可申請書等の審査

(新設)

1 投資信託委託業の認可基準の審査に当たっての留意事項

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「法」という。)第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。以下「令」という。)及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。以下「規則」という。)の規定に基づく認可基準の審査に当たっては、次の事項に留意するものとする。

1 - 1 認可申請書等の審査

1 - 1 - 1 業務の方法を記載した書類の審査

法第8条第2項に規定する業務の方法を記載した書類には、以下の点が記載されていることに留意する。

- (1) 運用の指図又は運用を行う資産の種類
- (2) 運用の指図又は運用に係る権限の委託を行う場合における法第2条第1項又は法第34条の5第1項に規定する政令で定める者が運用の指図又は運用を行う資産の種類
- (3) 主として不動産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の運用の指

図又は投資法人の資産の運用を行う場合には、その旨

- (4) 締結しようとする投資信託契約又は資産運用委託契約の種類
- (5) 投資信託財産及び投資法人の資産の運用方針
- (6) 運用の指図を行う投資信託財産又は運用を行う投資法人の資産の収益の分配の方針
- (7) 業務運営の基本原則
 - 投資信託委託業又は投資法人資産運用業の業務運営の方針
 - 財務の健全化に関する事項
- (8) 業務執行の方法に関する事項
 - 運用を行う特定資産に応じた業務執行体制
 - 受益証券の募集等の方法
 - 投資信託財産又は投資法人の資産の委託発注の方法
 - 分別運用管理の方法
 - 複数の投資法人の資産について合同運用を行う場合には次に掲げる事項
 - イ 合同運用する投資法人の資産の種類及びその合同運用する基準に関する事項
 - ロ 合同運用する資産を管理する機関に関する事項
 - ハ 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項
 - ニ 合同運用する各投資法人の持分の計算方法（合同運用から中途脱退する場合を含む。）に関する事項
 - 投資信託財産又は投資法人による資金の借入れに関する事項
 - 投資信託財産又は投資法人の資産の貸付けに関する事項
 - 外国為替予約に関する事項
- (9) 業務関係の組織に関する事項（内部管理に関する事項を含む。）
 - 組織
 - 業務分掌
 - 職務権限
 - 帳簿書類及び経理処理の方法
- (10) 取引関係にある会社に関する事項
- (11) 自ら設定する投資信託の受益証券の募集等（以下「直接募集」という。）を行う場合にあっては、当該直接募集に関する事項
 - 運営の方針
 - 営業所及び営業員に関する事項
 - 営業の方法
 - 目論見書の交付に関する事項

1 - 1 - 1 認可申請書の添付書類の審査

認可申請書の添付書類の審査に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は規則第9条第1項第2号の「これに代わる書面」に該当する。
- (2) 規則第8条第1項第8号の「純資産額の見込み」は、業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における証券投資信託委託業者としての業務の収支見込みに基づき算出されていること。
- (3) 規則第9条第1項第8号の「業務の計画書」は、業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における人員配置計画、支店その他の営業所の設置計画及び証券投資信託委託業に関する業務を行う部門の設置計画等、証券投資信託委託業に関する業務の計画が具体的に記載されていること。
- (4) 規則第9条第1項第11号の書面には、国内の証券会社及び登録金融機関での募集の方策等（自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等（以下「直接募集」という。）を行う場合においては、その方策等を含む。）に加えて、規則第11条第1号二の規定に鑑み、法第6条の認可を受けようとする日から6月以内に証券投資信託の委託者となり、かつ、受益証券の募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関が存在することが見込まれること（直接募集を行う場合には、直接募集の開始予定時期、設定予定年月日及び直接募集を行う証券投資信託の概要等）が具体的に記載され

取引報告書の交付に関する事項

応募等に伴う受渡方法の確認に関する事項

申込金等の受入れに関する事項

収益分配金等の支払いに関する事項

顧客管理に関する事項

帳簿書類及び経理処理の方法

- (12) 資産の運用を行う投資法人の投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為を行う場合にあつては、当該投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為について(11)の から 掲げる事項
- (13) 投資信託協会に加入する場合、協会自主規制等の遵守に関する事項
なお、投資信託協会に加入しない場合にあつては、規則第14条第2号イ(7)の規定に鑑み、協会自主規制等の遵守に関し、これに準じる方法についてヒアリングを行うこと。

1 - 1 - 2 認可申請書の添付書類の審査

認可申請書の添付書類の審査に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は規則第11条第1項第2号の「これに代わる書面」に該当する。
- (2) 規則第11条第1項第8号の「純資産額の見込み」は、業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における投資信託委託業者としての業務の収支見込みに基づき算出されていること。
- (3) 規則第11条第1項第8号の「業務の計画書」は、業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における人員配置計画、支店その他の営業所の設置計画及び投資信託委託業に関する業務を行う部門の設置計画等、投資信託委託業に関する業務の計画が具体的に記載されていること。
- (4) 規則第11条第1項第11号の書面には、国内の証券会社及び登録金融機関での募集の方策等（直接募集を行う場合においては、その方策等を含む。）に加えて、規則第14条第1号二の規定に鑑み、法第6条の認可を受けようとする日から6月以内に投資信託契約又は資産運用委託契約を締結し、かつ、受益証券の募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関が存在することが見込まれること（投資信託委託業を営む場合であつて直接募集を行わない場合に限る。）が具体的に記載されていること。
直接募集を行う場合には、直接募集の開始予定時期、設定予定年月日及び直接募集を

ていること。

(5) 規則第9条第1項第12号の書面には、規則第11条第2号の規定に鑑み、下記の事項が記載され又は資料が添付されていること。

経営体制

- イ 証券投資信託委託業における基本的な運営方針
- ロ 証券投資信託委託業の開始時における役職員の構成（役員については、各人ごとに有価証券の運用その他の有価証券に関する知識及び経験の記載を含む。）、組織図及び各組織が担当する業務の概略

信託財産の運用に係る業務運営体制

- イ 信託財産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織に関する事項
- ロ 信託財産の運用の指図を行う部門における運用体制

ハ 信託財産の運用の指図を外部委託する場合には、外部委託先の選定及び外部委託先との信託財産の運用の指図に関する事務連絡体制に関する事項

直接募集体制

- (略)
- (新設)

人事管理

- (略)
- 経営管理
- (略)

社内管理体制

信託財産に係る計算及びその審査並びに信託財産の運用の指図（信託財産の運用の指図を外部委託する場合にあっては当該外部委託先の指図を含む。）その他に関する内部検査等の体制

行う投資信託の概要等が具体的に記載されていること。

(5) 規則第11条第1項第12号の書面には、規則第14条第2号の規定に鑑み、下記の事項が記載され又は資料が添付されていること。

経営体制

- イ 投資信託委託業又は投資法人資産運用業における基本的な運営方針
- ロ 投資信託委託業又は投資法人資産運用業の開始時における役職員の構成（役員については、各人ごとに運用の指図又は運用を行う資産に関する知識及び経験の記載を含む。）、組織図及び各組織が担当する業務の概略

投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用に係る業務運営体制

- イ 投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織に関する事項
- ロ 投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用を行う部門における運用体制

ハ 投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用を外部委託する場合には、外部委託先の選定及び外部委託先との投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用に関する事務連絡体制に関する事項
直接募集の体制（直接募集を行う場合に限る。）

(略)
資産の運用を行う投資法人の投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為に係る体制（当該投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為を行う場合に限る。）

当該投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為を担当する部門、顧客の管理に関する事項及び同業務の事務処理体制等細則に関する事項

人事管理体制

- (略)
- 経営管理体制
- (略)

投資信託財産に係る計算及びその審査並びに投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用その他に関する内部検査等の社内管理体制

投資信託財産に係る計算及びその審査を担当する部門、投資信託財産の運用の指図（投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用を外部委託する場合にあっては当該外部委託先の運用の指図又は運用を含む。）その他に関する内部検査等を担当する部門及び各事務処理体制等細則に関する事項

信託財産の運用の指図を行う者の有価証券の運用その他の有価証券に関する知識及び経験

信託財産の運用の指図を行う者について、各人ごとに有価証券の運用その他の有価証券に関する知識及び経験が記載されていること。

直接募集を行う者の当該業務に関する知識及び経験

直接募集を行う者について、各人ごとに当該業務に関する知識及び経験が記載されていること。

信託財産の計算の事務を行う者の当該業務に関する知識及び経験

イ 信託財産の計算の事務を行う者について、各人ごとに当該業務に関する知識及び経験が記載されていること。

ロ 信託財産の計算事務を第三者に委託して行う場合にあっては、当該第三者の当該業務に関する知識及び経験が記載されていること。

規則第11条第2号ニの法人関係情報の管理体制

(略)

1 - 1 - 2 外国会社の認可申請書等の審査

外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人（以下「外国会社」という。）が提出する認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。

(1)~(3) (略)

(4) 規則第9条第1項第8号の「証券投資信託委託業者としての業務の収支及び純資産額の見込み」は、申請者の国内における主たる営業所に係る部分が付記されていること。

(5) 規則第9条第1項第9号の「認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表」及び同条第2項の「最近の三営業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類」として、申請者に係る書類のほか国内における主たる営業所に係る書類が添付されていること。

1 - 2 証券投資信託委託業者となろうとする会社についての留意事項等

1 - 2 - 1 兼業承認等の確認

投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用を行う者の運用の指図又は運用を行う資産に関する知識及び経験

投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用を行う者について、各人ごとに運用の指図又は運用を行う資産に関する知識及び経験が記載されていること。

直接募集又は資産の運用を行う投資法人の投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為を行う者の当該業務に関する知識及び経験（当該業務を行う場合に限る。）

当該業務を行う者について、各人ごとに当該業務に関する知識及び経験が記載されていること。

投資信託財産の計算の事務を行う者の当該業務に関する知識及び経験

イ 投資信託財産の計算の事務を行う者について、各人ごとに当該業務に関する知識及び経験が記載されていること。

ロ 投資信託財産の計算事務を第三者に委託して行う場合にあっては、当該第三者の当該業務に関する知識及び経験が記載されていること。

規則第14条第2号ホの法人関係情報の管理体制

(略)

1 - 1 - 3 外国会社の認可申請書等の審査

外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人（以下「外国会社」という。）が提出する認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。

(1)~(3) (略)

(4) 規則第11条第1項第8号の「投資信託委託業者としての業務の収支及び純資産額の見込み」は、申請者の国内における主たる営業所に係る部分が付記されていること。

(5) 規則第11条第1項第9号の「認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表」及び同条第2項の「最近の三営業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類」として、申請者に係る書類のほか国内における主たる営業所に係る書類が添付されていること。

1 - 2 投資信託委託業者となろうとする会社についての留意事項等

1 - 2 - 1 兼業承認等の確認

証券投資信託委託業以外の事業を現に営んでいる者が、法第6条の認可を受けようとする場合には、他の法令の規定に基づき証券投資信託委託業を営むことについて当該法令に基づく承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが必要な場合には、当該法令に基づく承認、認可、許可及びこれらに相当するものを受けていること若しくは受ける見込みがあること又は当該法令に基づく届出及びこれに相当するものが行われていること若しくは行われる見込みがあることを確認する。

1 - 2 - 2 本店、支店その他の営業所の所在の場所

認可申請者が使用する本店、支店その他の営業所が、他の会社の営業所の一部である場合には、規則第11条の規定に鑑み、以下の点を確認すること。

(1)~(3) (略)

1 - 3 予備審査の結果通知

規則第10条の規定に基づき行った予備審査の結果、認可を行うことが相当と認められた者については認可申請に向け具体的準備を進めるべきことを指示するものとする。

2 証券投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項

証券投資信託委託業者の監督に当たっては、次の事項に留意するものとする。

2 - 1 標識の掲示

証券投資信託委託業者による標識の掲示については、法第11条の趣旨等に鑑み、次により行われているかどうかを確認する。

(1)・(2) (略)
(略)

2 - 3 信託財産のリスク評価の相殺

信託財産に係る規則第17条第1項第5号イ及びロに掲げる額に係る取引のうち当該

投資信託委託業又は投資法人資産運用業以外の事業を現に営んでいる者が、法第6条の認可を受けようとする場合には、他の法令の規定に基づき投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営むことについて当該法令に基づく承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが必要な場合には、当該法令に基づく承認、認可、許可及びこれらに相当するものを受けていること若しくは受ける見込みがあること又は当該法令に基づく届出及びこれに相当するものが行われていること若しくは行われる見込みがあることを確認する。

1 - 2 - 2 本店、支店その他の営業所の所在の場所

認可申請者が使用する本店、支店その他の営業所が、他の会社の営業所の一部である場合には、規則第14条の規定に鑑み、以下の点を確認すること。

(1)~(3) (略)

1 - 3 予備審査の結果通知

規則第13条の規定に基づき行った予備審査の結果、認可を行うことが相当と認められた者については認可申請に向け具体的準備を進めるべきことを指示するものとする。

2 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項

投資信託委託業者の監督に当たっては、次の事項に留意するものとする。

2 - 1 標識の掲示

投資信託委託業者による標識の掲示については、法第11条の趣旨等に鑑み、次により行われているかどうかを確認する。

(1)・(2) (略)
(略)

2 - 3 投資信託財産のリスク評価の相殺

投資信託財産に係る規則第27条第1項第5号イ及びロに掲げる額に係る取引のうち

取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合の同号の適用については、一定のリスク管理の下に、それぞれの取引についてリスク評価額の管理が行われているものであって、次に掲げる取引の区分に応じ、それぞれ次に該当する場合には、同号に規定する「当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合」に該当する。

(1)・(2) (略)

2 - 4 兼業関係

2 - 5 取引報告書関係

法第27条において準用する証券取引法(昭和23年法律第25号)第41条に規定する取引報告書の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

2 - 5 - 1 「取引報告書」の名称
(略)

2 - 5 - 2 記載事項
(略)

当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合の同号の適用については、一定のリスク管理の下に、それぞれの取引についてリスク評価額の管理が行われているものであって、次に掲げる取引の区分に応じ、それぞれ次に該当する場合には、同号に規定する「当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合」に該当する。

(1)・(2) (略)

2 - 8へ

2 - 4 取引報告書関係

法第27条において準用する証券取引法(昭和23年法律第25号)第41条に規定する取引報告書の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

2 - 4 - 1 「取引報告書」の名称
(略)

2 - 4 - 2 記載事項
(略)

2 - 5 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

法第28条第1項の規定による受益者等への書面の交付に当たっては、次の取扱いによるものとし、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

2 - 5 - 1 「同種の資産」の解釈

法第28条第1項第1号、第2号及び令第30条第1項に規定する「同種の資産」には、投資信託約款又は投資法人の規約において投資の対象とする特定資産の内容に制限が付されていることにより、当該特定資産の内容と他の委託者指図型投資信託又は投資法人の投資の対象とする特定資産の内容が競合しない場合を含まない。

2 - 5 - 2 「管理の委託」の解釈

2 - 6 信託財産運用報告書の記載事項

法第33条及び規則第41条の規定による信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、規則第41条第1項に掲げる事項の具体的な記載要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

(1) 当該信託財産の計算期間中における運用の経過

期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が記載されていること。併せて、当該証券投資信託の信託財産における運用方針及び前期の運用報告書に記載された「今後の運用方針」との関連が記載されていること。

今後の運用方針が当該証券投資信託の信託財産における運用方針を基に、具体的に記載されていること。

(略)

(2) 運用状況の推移

下記の区分に応じ、当該下記に定める期間の運用実績（基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、株価指数、株式組み入れ比率、株式先物比率又は元本残存率等、信託財産の状態を的確に判断することができる実績をいう。）が、記載されていること。

イ 単位型証券投資信託 信託開始時から当期末まで

ロ 追加型株式投資信託 当期以前5期以上（ただし、規則第42条第1項による場合は、当作成期間以前5作成期間以上）

ハ 追加型公社債投資信託（二に該当するものを除く。） 当期以前3期以上（ただし、規則第42条第1項による場合は、当作成期間以前3作成期間以上）

ニ (略)

令第30条第4項の場合の「管理の委託」とは、不動産に係るテナントとの賃貸借契約の更改や賃料の收受のテナント管理業務を委託するものをいし、建物の警備や保守等を外部の専門業者に委託する場合を含まない。

2 - 6 投資信託財産運用報告書の記載要領

法第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細書並びに運用報告書に関する規則（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則令」という。）第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な記載要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

(1) 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が記載されていること。併せて、当該投資信託の投資信託財産における運用方針及び前期の運用報告書に記載された「今後の運用方針」との関連が記載されていること。

今後の運用方針が当該投資信託の投資信託財産における運用方針を基に、具体的に記載されていること。

(略)

(2) 運用状況の推移

下記の区分に応じ、当該下記に定める期間の運用実績（基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、株価指数、主要な運用対象資産の構成比率又は元本残存率等、投資信託財産の状態を的確に判断することができる実績をいう。）が、記載されていること。

イ 単位型投資信託 信託開始時から当期末まで

ロ 追加型投資信託（ハ又は二に該当するものを除く。） 当期以前5期以上（ただし、投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、当作成期間以前5作成期間以上）

ハ 追加型公社債投資信託（二に該当するものを除く。） 当期以前3期以上（ただし、投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、当作成期間以前3作成期間以上）

ニ (略)

当期中の基準価額と市況との比較として、信託の計算期間の騰落率のほか、当該証券投資信託の信託財産の運用方針において、特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が記載されていること。

- (3) 組入株式又は組入マザー信託の受益証券につき、銘柄ごとに、前期末及び当期末現在における株数又は口数並びに当期末現在における時価総額

～ (略)

銘柄別に記載されていること。

なお、国内株式（新株引受権証券を除く。）については、業種別に記載し、当期末の組入国内株式時価総額に対する業種別の比率があわせて記載されていること。

当期末の組入国内株式時価総額及び組入国内新株引受権証券時価総額については、信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が記載されていること。

当期末の組入外国株式時価総額及び組入外国新株引受権証券時価総額については、信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が記載されていること。

マザー信託受益証券についての前期末及び当期末現在の口数及び当期末の時価総額は、当該マザー信託受益証券を組入れる証券投資信託（以下「子ファンド」という。）に係るものがマザー信託受益証券の銘柄ごとに記載されていること。

（新設）

- (4) 当該計算期間中における株式の売買総数及び売買総額又はマザー信託の設定、解約の総口数及び総額

～ (略)

- (5) 組入公社債につき、種類ごとに、当期末現在における時価総額及び当該計算期間中における売買総額

通貨の種類ごとに記載されていること。

（ただし、規則第42条第1項による場合は、通貨の種類にかかわらず、その合計額が記載されていても差し支えない。通貨の種類がユーロの場合は、国別に記載されていること。）

種類は、国債証券、地方債証券、特殊債証券、転換社債券及びその他の社債券の区分によりなされていること。

当期中の基準価額と市況との比較として、信託の計算期間の騰落率のほか、当該投資信託の投資信託財産の運用方針において、特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が記載されていること。

- (3) 株式につき、銘柄ごとに、前期末、当期末現在における株数及び当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

～ (略)

銘柄別に記載されていること。

なお、国内株式（新株引受権証券を除く。）については、業種別に記載し、当期末の国内株式時価総額に対する業種別の比率があわせて記載されていること。

当期末の国内株式時価総額及び国内新株引受権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が記載されていること。

当期末の外国株式時価総額及び外国新株引受権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が記載されていること。

（削除）

当該計算期間中における株式の売買総数及び売買総額は、それぞれ売付け及び買付けに区分して記載され、増減資、株式分割及び償面変更等による増減は括弧外書として記載され、かつ、その旨が記載されていること。

当該計算期間中における株式の売買比率及び受益権一口当たりの売買委託手数料が記載されていること。

（削除）

- (4) 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

通貨の種類ごとに記載されていること。

（ただし、投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、通貨の種類にかかわらず、その合計額が記載されていても差し支えない。通貨の種類がユーロの場合は、国別に記載されていること。）

種類は、国債証券、地方債証券、特殊債証券、転換社債券及びその他の社債券の区分によりなされていること。

(ただし、主として転換社債券に投資運用することとされている証券投資信託にあっては、組入転換社債券が銘柄別に記載され、また、投資者保護を図る上で支障を生じないと認められる場合には、公社債の種類について別途の区分によりなされていても差し支えない。)

(新設)

(略)

(新設)

(6) 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引につき、それぞれの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して記載されていること。

(ただし、規則第42条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における残高及び当該計算期間中における売付け・買付け別の取引総額が記載されていても差し支えない。)

(新設)

銘柄別に記載されていること。

(略)

(5) 投資信託の受益証券(親投資信託の受益証券を除く。以下2-6において同じ。)、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、投資信託財産計算規則令第58条第1項第5号に掲げる事項

通貨の種類ごとに記載されていること。(通貨の種類がユーロの場合は、国別に記載されていること。)

当該計算期間中における親投資信託の受益証券一口当たりの売買委託手数料が記載されていること。この場合において、当該親投資信託受益証券を組入れる投資信託(以下「子投資信託」という。)に係る売買委託手数料については、親投資信託の当該子投資信託に対応する部分について記載されていること。

(6) 当期末現在において有価証券の貸付を行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額

株式、公社債に区分され、株式については総株数を、公社債については券面総額が記載されていること。

(7) 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞれの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して記載されていること。

(ただし、投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における残高及び当該計算期間中における売付け・買付け別の取引総額が記載されていても差し支えない。)

(8) 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、投資信託財産計算規則令第58条第1

(7) 当期末現在における組入株式、組入新株引受権証券、組入公社債、組入マザー信託の受益証券、コール・ローン等のそれぞれの総額の信託財産総額に対する比率

比率は、各資産（マザー信託受益証券にあっては銘柄ごと）のそれぞれの総額（株式、新株引受権証券、公社債及びマザー信託受益証券は時価総額による。）の信託財産純資産総額に対する比率（追加型公社債投資信託については信託財産資産総額とする。ただし、当該比率が信託財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。）が記載されていること。

なお、当期末現在における外貨建資産に係る純資産総額の信託財産純資産総額に対する比率が注記されていること。

（新設）

項第8号に掲げる事項

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して記載されていること。

(9) 令第3条第11号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、記載されていること。

(10) 令第3条第12号に規定する手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間における売買総額

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、記載されていること。

(11) 令第3条第13号、14号に掲げる各取引等に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、記載されていること。

(12) 令第3条第15号から第17号までに掲げる資産及び特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用資産の主な内容

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、記載されていること。

(13) 当期末現在における令第3条第1号、第8号から第12号まで若しくは第15号から第17号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率

比率は、各資産（親投資信託受益証券にあっては銘柄ごと）のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率が記載されていること。

なお、当期末現在における外貨建資産に係る純資産総額の投資信託財産総額に対する比率が注記されていること。

(14) 法第16条の2第1項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要

調査の結果及び方法の概要については、当該調査を行った特定資産の種類、事項

(8) 当期末現在における資産、負債、元本及び受益証券の基準価額の状況並びに当該信託財産の計算期間中の損益の状態

信託財産が借入れを行っている場合には、その借入先及び借入額が注記されていること。

(9) 当期末現在における組入有価証券につき、貸付けを行っている有価証券の種類ごとに、総株数及び券面総額

株式、公社債に区分され、株式については総株数を、公社債については券面総額が記載されていること。

なお、利害関係人等に貸付けをしているものについては、括弧内書され、かつ、貸付先の名称が注記されていること。

(10) コール・ローンを除く当期末現在における金銭の貸付残高並びに主な貸付け先の氏名又は名称及び住所

主な貸付先は、当期末現在における信託財産の純資産総額に占める貸付残高の割合が1%以上の貸付先を記入すること。

なお、利害関係人等に貸付けをしているものについては、括弧内書され、かつ、貸付先の名称が注記されていること。

(11) 当該信託財産の計算期間中における利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額

取引状況は、有価証券、有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、利害関係人との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が記載されていること。

(12) 証券業を営んでいる場合にあっては、当該信託財産の計算期間中における証券会社である証券投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該証券投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

取引状況は、有価証券、有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、

行った者の資格等を含み、投資者にとって理解しやすいように配慮され、記載されていること。

(15) 当期末現在における資産、負債、元本及び受益証券の基準価額の状況並びに当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態

投資信託財産計算規則令に定める注記事項がある場合には、当該事項が注記されていること。

(削除)

(16) 当該投資信託財産の計算期間中における法第15条第2項第1号に規定する利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人に支払われた売買委託手数料の総額

取引状況は、有価証券、有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、その他取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、利害関係人との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が記載されていること。

(17) 投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における証券会社である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

取引状況は、有価証券、有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、

外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が記載されていること。

(新設)

(13) 当該信託契約の終了の場合は、信託財産運用総括表

当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略があわせて記載されていること。なお、(1)において当該運用の経過の概略が記載されている場合には当該運用の経過の概略を省略することができるものとする。

規則第42条第1項による場合は、規則別紙様式第8号中「毎計算期末の状況」については、「毎作成期間末の状況」と読み替えて作成しても差し支えない。

(14) その他記載事項

計算期間中に外貨の予約売買を行った場合は、その旨が、また、当期末において外貨の予約売買に係る未決済残高があるときは、その旨及びその残高が通貨の種類ごとにそれぞれ注記されていること。

(ただし、規則第42条第1項による場合は、本文中「計算期間中」とあるのは「作成期間中」に、「当期末」とあるのは「当該作成期間の末日」と読み替える。)

当期末において、金利又は通貨等に係るスワップ取引契約を行っている場合においては、当該契約に係る元本額、契約の相手方の名称が注記されていること。

(ただし、規則第42条第1項による場合は、本文中「当期末」とあるのは「当該作成期間の末日」と読み替える。)

外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が記載されていること。

(18) 投資信託委託業者が宅地建物取引業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額

取引状況は、不動産の種類ごとに、売買、賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が記載されていること。

(19) 投資信託委託業者が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託業者との間の取引の状況

取引状況は、不動産の種類ごとに、売買、賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が記載されていること。

(20) 当該信託契約終了の場合は、投資信託財産運用総括表

当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略があわせて記載されていること。なお、(1)において当該運用の経過の概略が記載されている場合には当該運用の経過の概略を省略することができるものとする。

投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、投資信託財産計算規則令別紙様式第2号中「毎計算期末の状況」については、「毎作成期間末の状況」と読み替えて作成しても差し支えない。

(削除)

信託財産を統合する場合においては、規則第41条第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項について、上記1から6まで及び8)に定める記載方法により当該信託財産ごとに列記し、これに合計欄を設けて記載されていること。

マザー信託の信託財産の運用報告書については、その子ファンドの信託財産運用報告書において、当該マザー信託の信託財産について、規則第41条第1項第1号から第8号までに掲げる事項について、上記1から8まで及び14)に定める記載方法により記載されていること。この場合において、「前期末」とあるのは「子ファンドの前期末」と、「当期末」とあるのは「子ファンドの当期末」と、「当該計算期間中」とあるのは「子ファンドの当該計算期間中」と読み替えるものとし、規則第41条第1項第4号、第7号及び第8号の事項並びに同項第5号、第6号及び第7号中計算期間中における売買総額及び取引状況の記載は、これを省略しても差し支えない。

なお、子ファンドの当該決算日前3カ月以内の日現在をもって作成された上記内容を記載した書面がある場合には、当該書面をもって上記書面に代えることができる。この場合において、「前期末」とあるのは「子ファンドにつき作成された書面の作成日の1年前」と、「計算期間中」とあるのは「子ファンドにつき作成された書面の作成日前1年間」と読み替える。

4 - 9より

2 - 7 勧誘及び広告

2 - 7 - 1 勧誘

財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）は、法第34条の3第1項の趣旨等に鑑み、投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者が当該投資法人を勧誘するに際し、次のような行為をしていないかどうかを確認する。

- (1) 相手方の業務を害するような時間帯に訪問し、又は電話をかけること。
- (2) 威迫的又は相手方を著しく困惑させるような言動をすること。
- (3) 勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした者に対し、執拗に勧誘を行うこと。
- (4) 運用の実績、内容及び方法、報酬の額及び支払の時期、契約の解除、賠償額の予定（違約金を含む。）並びに投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者の資力又は信用に関する事項について、事実に相違する表現又は人を誤解させるような表現を用いること。

- (5) 確実に利益を得られるかのように誤解させるなどして、相手方の投資意欲を不当にそそること。
- (6) 利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を約すること又は約していると誤解させるような表示を用いること。
- (7) 投資法人に対して、特別の利益を提供することを約すること。
- (8) 投資信託委託業者が法第6条の認可又は認可投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号。以下「投資顧問業法」という。）第24条第1項の認可を受けた同法第2条第3項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）が同法第24条第1項の認可を受けていることにより金融再生委員会、金融庁長官、財務局長等その他の公的機関が当該投資信託委託業者又は認可投資顧問業者を推薦し、又はその行う運用の内容について保証しているかのように誤解させるような言動をすること。
- (9) 社会的に過剰な営業活動であると批判を浴びるような勧誘を行うこと。

2 - 7 - 2 誇大広告の禁止等

財務局長等は、法第34条の7において準用する投資顧問業法第13条の趣旨に鑑み、投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者が行う広告については、次のような表示をしていないかどうかを確認する。

- (1) 投資法人の資産の運用の実績について個々の銘柄を掲げて広告を行う場合に、当該投資信託委託業者に有利なもののみを掲げる表示
- (2) 投資法人の資産の運用の実績、内容又は方法が他の投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者よりも著しく優れている旨を根拠を示さずにする表示
- (3) 報酬が無料又は実際のものよりも著しく低額であるかのように誤解させるような表示
- (4) 有価証券等の価格、数値又は対価の額の動向を断定的に表現したり、確実に利益を得られるかのように誤解させて、投資法人の投資意欲を不当にそそるような表示
- (5) 法第6条の認可（認可投資顧問業者にあっては投資顧問業法第24条第1項の認可）を受けていることにより金融再生委員会、金融庁長官その他の公的機関が、当該投資信託委託業者を推薦し、又はその行う投資法人の資産の運用及び当該広告の内容を保証しているかのように誤解させるような表示
- (6) 利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを行っている」と誤解させるような表示
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、屋外広告物法（昭

和24年法律第189号)に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示

(8) 社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示

2-8 契約を締結している投資法人等に対する書面の交付

法第34条の6第2項の規定による投資法人等への書面の交付に当たっては、次の取扱いによるものとし、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

2-8-1 「同種の資産」の解釈

法第34条の6第2項及び令第36条第3項に規定する「同種の資産」には、投資信託約款又は投資法人の規約において投資の対象とする特定資産の内容に制限が付されていることにより、当該特定資産の内容と他の委託者指図型投資信託又は投資法人の投資の対象とする特定資産の内容が競合しない場合を含まない。

2-8-2 「管理の委託」の解釈

令第30条第4項の場合の「管理の委託」とは、不動産に係るテナントとの賃貸借契約の更改や賃料の收受のテナント管理業務を委託するものをいい、建物の警備や保守等を外部の専門業者に委託する場合を含まない。

2-9 資産運用委託契約締結前及び締結時の書面の交付

2-9-1 資産運用委託契約締結前の書面の交付

(1) 投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者が法第34条の10第1項各号、第3項各号に掲げる業務並びに法第34条の11第1項の承認を受けて行う業務を営む場合は、法第34条の7において準用する投資顧問業法律第14条の規定により資産運用委託契約締結前に交付する書面のうち同条第2号の「報酬に関する事項」については、投資法人資産運用業に対する報酬の額と当該兼業業務に対する手数料等の額との区分を明確にする。

(2) 規則第60条第1項第4号の「運用の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類(個別運用、合同運用、その他具体的運用方法の種類)を含む。

また、合同運用をする場合は、次に掲げる事項を含む。

(新 設)

2 - 4 より

- ___ 合同運用する投資法人の資産の種類及びその合同運用する基準に関する事項
- ___ 合同運用する資産を管理する機関に関する事項
- ___ 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項
- ___ 合同運用する資産の評価及び各投資法人の持分の計算方法（合同運用から中途脱退する場合を含む。）に関する事項

2 - 9 - 2 資産運用委託契約締結時の書面の交付

- (1) 規則第61条第1項第4号の「資産運用委託契約に係る投資法人の資産の内容及び金額」について、合同運用する場合は、合同運用開始時の合同運用する資産の総額及び当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を含む。
- (2) 規則第61条第1項第6号の「運用の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類（個別運用、合同運用、その他具体的運用方法の種類）を含む。
また、合同運用する場合は、次に掲げる事項を含む。
 - ___ 合同運用する資産の規模及び各投資法人の持分に関する事項
 - ___ 合同運用する投資法人の資産の種類及びその合同運用する基準に関する事項
 - ___ 合同運用する資産を管理する機関に関する事項
 - ___ 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項
 - ___ 合同運用する資産の評価及び各投資法人の持分の計算方法（合同運用から中途脱退する場合を含む。）に関する事項
- (3) 規則第61条第1項第6号の「運用の方法及び取引の種類」には、再委託先の「運用の方法及び取引の種類」を含む。

2 - 10 兼業関係

2 - 10 - 1 兼業認可申請書の添付書類

規則第62条第2項第4号の書面には、規則第63条第2号及び第3号の規定に鑑み、役職員の構成、認可を受けようとする兼業業務の執行方法を処理するための事務処理手続その他の規則及び内部管理体制が具体的に記載されており、当該業務開始時における認可申請者の組織図が添付されていること。

2 - 10 - 2 法第34条の11ただし書の規定に基づく兼業業務の範囲

- (1) 法第34条の11ただし書の規定に基づく承認の対象となる業務は、次に掲げるも

ののうち、2-10-3に規定する業務の内容及び方法による業務につき、2-10-4の基準により審査するものとする。

— 情報提供・コンサルタント業務

— その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関連する業務であって、公益又は受益者保護のため支障を生ずることがないと認められるもの。

(2) 上記 に該当する業務については、当該業務を営もうとする投資信託委託業者から、あらかじめ、業務内容及び事業計画等の提出を求め、審査することができるものとする。

2-10-3 業務方法基準

法第34条の1ただし書の規定により投資信託委託業者の兼業として承認する業務の内容及び方法は、次に定めるところによるものとする。

(1) 情報提供・コンサルタント業務

— 業務の範囲

— 情報提供・コンサルタント業務とは投資信託委託業又は投資法人資産運用業の遂行と独立して営まれる業務で、有価証券に関連する情報の提供又は助言（投資顧問業法第2条第2項に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）を行う業務をいう。

— 対顧客業務

— 契約締結に当たっては当該情報提供・コンサルタント業務によって提供される役務の内容を明示し、顧客に確認を行うこと。

— 留意事項

— 承認申請に当たっては業務の種類を明示して事業方法書を作成し、申請を行うこととし情報提供・コンサルタント業務として包括的に兼業承認申請は行わないこと。

(2) その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関連する業務

— 業務の内容及び方法

— 業務の内容及び方法が投資信託委託業又は投資法人資産運用業の公正かつ的確な遂行を妨げることがなく、公益又は受益者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとなっており、事業方法書において当該業務の内容及び方法が具体的に明示されていること。

— 対顧客業務

— 顧客との契約締結等が伴う業務については、当該契約締結等に当たって必要な業

2 - 7 法定帳簿の作成・保存

2 - 7 - 1 発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成

証券投資信託委託業者が、規則第44条第1項第2号子に規定する発注伝票をコンピュータへ直接入力することにより作成する場合には、次の要件を満たしていることを確認すること。

(1)~(7) (略)

2 - 7 - 2 法定帳簿の電磁的方法等による保存

証券投資信託委託業者から、規則第44条第6項に規定する届出がされた場合には、同条第5項の要件に加え、同項の規定に鑑み、以下の要件を満たしているか確認すること。

(1) 電磁的方法による保存のための要件となるもの

同条第2項の規定に基づく別表第五又は第3項の規定に基づく別表第六に規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、データとして保存されること。

務の方策等が具体的に整備されていること。

留意事項

承認申請に当たっては業務の種類を明示して事業方法書を作成し、申請を行うこととし特定の業種名を記載した包括的な兼業申請は行わないこと。

2 - 10 - 4 審査基準

兼業の承認に当たっては、次に掲げる事項を勘案のうえ、その適否を判断するものとする。

投資信託委託業又は投資法人資産運用業の公正かつ的確な遂行を妨げることがないこと。

業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。

投資信託委託業務又は投資法人資産運用業と兼業業務との間において利益相反防止に関する内部管理体制が整備されていること。

法令遵守状況が良好であること。

2 - 10 - 3に業務方法基準が示されている業務については、当該基準に即した事業方法書となっていること。

2 - 11 法定帳簿の作成・保存

2 - 11 - 1 発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成

投資信託委託業者が、規則第69条第1項第3号子に規定する発注伝票をコンピュータへ直接入力することにより作成する場合には、次の要件を満たしていることを確認すること。

(1)~(7) (略)

2 - 11 - 2 法定帳簿の電磁的方法等による保存

投資信託委託業者から、規則第69条第7項に規定する届出がされた場合には、同条第6項の要件に加え、同項の規定に鑑み、以下の要件を満たしているか確認すること。

(1) 電磁的方法による保存のための要件となるもの

規則第69条第2項の規定に基づく別表第五、第3項の規定に基づく別表第六又は第4項の規定に基づく別表第七に規定する全ての記載事項が電算システムにより

保存に使用する媒体は、下記の区分に応じ、当該下記に定める保存期間の耐久性を有していること。

イ 信託財産に関する帳簿書類 規則第44条第2項に規定する当該信託財産の計算期間の終了後及び信託契約期間の終了後10年間
(新設)

ロ 証券投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類 (八に該当するものを除く。) 商法に規定する帳簿閉鎖の時から10年間

ハ 証券投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類のうち規則第44条第1項第2号子及びりに掲げる書類 規則第44条第3項に規定する当該信託財産の計算期間の終了後及び信託契約期間の終了後5年間

~ (略)

(2) 電子計算機により出力し作成するマイクロフィルムによる保存のための要件となるもの

同条第2項の規定に基づく別表第五又は第3項の規定に基づく別表第六に規定する全ての記載事項がコンピュータにより処理され、データとして保存されること。

保存に使用するマイクロフィルムは、下記の区分に応じ、当該下記に定める保存期間の耐久性を有していること。

イ 信託財産に関する帳簿書類 規則第44条第2項に規定する当該信託財産の計算期間の終了後及び信託契約期間の終了後10年間
(新設)

ロ 証券投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類 (八に該当するものを除く。) 商法に規定する帳簿閉鎖の時から10年間

ハ 証券投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類のうち規則第44条第1項第2号子及びりに掲げる書類 規則第44条第3項に規定する当該信託財産の計算期間の終了後及び信託契約期間の終了後5年間

~ (略)

2 - 8 営業報告書等

作成され、データとして保存されること。

保存に使用する媒体は、下記の区分に応じ、当該下記に定める保存期間の耐久性を有していること。

イ 投資信託財産に関する帳簿書類 規則第69条第2項に規定する当該投資信託財産の計算期間の終了後及び信託契約期間の終了後10年間

ロ 資産の運用を行う投資法人に関する帳簿書類 規則第69条第3項に規定する当該投資法人の決算承認後及び資産運用委託契約期間の終了後10年間

ハ 投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類 (二に該当するものを除く。) 商法に規定する帳簿閉鎖の時から10年間

ニ 投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類のうち規則第69条第1項第3号子及びりに掲げる書類 同条第4項に規定する当該帳簿作成後5年間

~ (略)

(2) 電子計算機により出力し作成するマイクロフィルムによる保存のための要件となるもの

規則第69条第2項の規定に基づく別表第五、第3項の規定に基づく別表第六又は第4項の規定に基づく別表第七に規定する全ての記載事項がコンピュータにより処理され、データとして保存されること。

保存に使用するマイクロフィルムは、下記の区分に応じ、当該下記に定める保存期間の耐久性を有していること。

イ 投資信託財産に関する帳簿書類 規則第69条第2項に規定する当該投資信託財産の計算期間の終了後及び信託契約期間の終了後10年間

ロ 資産の運用を行う投資法人に関する帳簿書類 規則第69条第3項に規定する当該投資法人の決算承認後及び資産運用委託契約期間の終了後10年間

ハ 投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類 (二に該当するものを除く。) 商法に規定する帳簿閉鎖の時から10年間

ニ 投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類のうち規則第69条第1項第3号子及びりに掲げる書類 同条第4項に規定する当該帳簿作成後5年間

~ (略)

2 - 12 営業報告書等

2 - 8 - 1 営業報告書

法第37条に規定する営業報告書の受理に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 規則別紙様式第11号、第12号、第18号及び第19号については、営業年度末の状況により作成されていること。
- (2) 規則別紙様式第12号中、委託の割合は、営業年度末における下記の計算方法により算出されていること。

証券投資信託

$$\text{委託の割合} = \frac{\text{運用の外部委託を行う特定の信託財産の純資産総額のうち運用の外部委託先が運用を行う額}}{\text{運用の外部委託を行う特定の信託財産の純資産総額}} \times 100$$

証券投資法人

$$\text{委託の割合} = \frac{\text{登録証券投資法人から運用を委託された資産の純資産額のうち運用の再委託先が運用を行う額}}{\text{登録証券投資法人から運用を委託された資産の純資産額}} \times 100$$

2 - 8 - 2 証券投資信託委託業者営業報告書簿

法第37条第2項に規定する営業報告書の縦覧は以下により取り扱うものとする。

- (1) 営業報告書簿は、営業報告書の写しの、規則別紙様式第10号により作成する。
- (2) 営業報告書簿は、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧申請者に2 - 別紙1による証券投資信託委託業者営業報告書簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。
- (3)・(4) (略)

2 - 別紙1

(A4)

証券投資信託委託業者営業報告書簿縦覧申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

縦覧の目的			
	証券投資信託委託業者の商号	貸出印	返却印

2 - 12 - 1 営業報告書

法第37条に規定する営業報告書の受理に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 規則別紙様式第9号、第10号、第16号及び第17号については、営業年度末の状況により作成されていること。
- (2) 規則別紙様式第10号中、委託の割合は、営業年度末における下記の計算方法により算出されていること。

投資信託

$$\text{委託の割合} = \frac{\text{運用の外部委託を行う特定の投資信託財産の純資産総額のうち運用の外部委託先が運用を行う額}}{\text{運用の外部委託を行う特定の投資信託財産の純資産総額}} \times 100$$

投資法人

$$\text{委託の割合} = \frac{\text{登録投資法人から運用を委託された資産の純資産額のうち運用の再委託先が運用を行う額}}{\text{登録投資法人から運用を委託された資産の純資産額}} \times 100$$

2 - 12 - 2 投資信託委託業者営業報告書簿

法第37条第2項に規定する営業報告書の縦覧は以下により取り扱うものとする。

- (1) 営業報告書簿は、営業報告書の写しの、規則別紙様式第8号により作成する。
- (2) 営業報告書簿は、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧申請者に2 - 別紙1による投資信託委託業者営業報告書簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。
- (3)・(4) (略)

2 - 別紙1

(A4)

投資信託委託業者営業報告書簿縦覧申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

縦覧の目的			
	投資信託委託業者の商号	貸出印	返却印

(略)

上記証券投資信託委託業者営業報告書簿を縦覧したいので申請します。

申請者 氏 名	_____			
住 所	_____			
電話番号	_____			
職 業	_____	貸出	時	分
		返却	時	分

(略)

上記投資信託委託業者営業報告書簿を縦覧したいので申請します。

申請者 氏 名	_____			
住 所	_____			
電話番号	_____			
職 業	_____	貸出	時	分
		返却	時	分

(新 設)

3 委託者非指図型投資信託

3 - 1 法第49条の11において準用する第13条の解釈

法第49条の11において準用する第13条の解釈については、2 - 2に準じて行うものとする。

3 - 2 取引報告書関係

法第49条の11において準用する第27条において準用する証券取引法第41条に規定する取引報告書の作成に当たっての留意事項は、2 - 4に準じるものとする。

3 - 3 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

法第49条の11において準用する法第28条第1項の規定による受益者等への書面の交付に当たっての「同種の資産」及び「管理の委託」の解釈については、2 - 5に準じるものとする。

3 - 4 投資信託財産運用報告書の記載要領

法第49条の11において準用する第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、投資信託財産計算規則令第63条において準用する第58条第1項に掲げる事項の具体的な記載要領は、2-6に準じるものであることに留意し、その照会等があったときは適切に対応するものとする。

3 外国証券投資信託

3 - 1 外国証券投資信託に関する届出書の記載要領

外国証券投資信託に関する届出書の法第58条第1項各号及び規則第51条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。

(1) 委託者、受託者及び受益者に関する事項

委託者に関する事項

委託者（外国証券投資信託を管理する会社から信託財産の運用を委託される運用会社がある場合には、当該外国証券投資信託を管理する会社及び運用会社）の名称、資本の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。

（略）

受益者に関する事項

分配金受領権、償還金の受領権、当該外国証券投資信託の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続を記載すること。

(2) 受益証券に関する事項

当該外国証券投資信託の名称

外国証券投資信託の形態

記名・無記名の別、額面・無額面の別、オープン・エンド型・クローズド・エンド型の別、記名式及び無記名式の引換、記名式受益証券の名義書換及び受益証券の再発行について記載すること。

（略）

発行（売出）価額の総額

4 外国投資信託

4 - 1 外国投資信託に関する届出書の記載要領

外国投資信託に関する届出書の法第58条第1項各号及び規則第98条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。

(1) 委託者（委託者指図型投資信託に類するもの場合に限る。）、受託者及び受益者に関する事項

委託者に関する事項

委託者（外国投資信託を管理する会社から投資信託財産の運用を委託される運用会社がある場合には、当該外国投資信託を管理する会社及び運用会社）の名称、資本の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。

（略）

受益者に関する事項

分配金受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続を記載すること。

(2) 受益証券に関する事項

当該外国投資信託の名称

外国投資信託の形態

記名・無記名の別、額面・無額面の別、オープン・エンド型・クローズド・エンド型の別、記名式及び無記名式の引換、記名式受益証券の名義書換及び受益証券の再発行について記載すること。

（略）

発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで外国証券投資信託に関する届出書を提出する場合には、当該届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで外国証券投資信託に関する届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

～（略）

その他

イ 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ロ 当該募集の取扱い等が、本邦以外の地域において当該外国証券投資信託の募集の取扱い等が行われる場合には、その発行（売出）数、発行（売出）価額の総額等について記載すること。

(3) 信託の管理及び運用に関する事項

信託の管理

イ 受託者に信託された資金の償還までの管理に関する事項

信託財産に関する報告書の作成、利益の処理方法、一部解約に関する事項等を記載すること。

ロ（略）

信託の運用

イ 運用の基本方針

信託財産の運用に関する基本的態度について具体的に記載すること。

ロ 投資対象

投資対象とする有価証券の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること。

ハ 投資制限

() 法令、約款等に記載されたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。

() 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける証券への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

ニ（略）

（新設）

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで外国投資信託に関する届出書を提出する場合には、当該届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで外国投資信託に関する届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

～（略）

その他

イ 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資信託財産への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ロ 当該募集の取扱い等が、本邦以外の地域において当該外国投資信託の募集の取扱い等が行われる場合には、その発行（売出）数、発行（売出）価額の総額等について記載すること。

(3) 信託の管理及び運用に関する事項

信託の管理

イ 受託者に信託された資金の償還までの管理に関する事項

投資信託財産に関する報告書の作成、利益の処理方法、一部解約に関する事項等を記載すること。

ロ（略）

信託の運用

イ 運用の基本方針

投資信託財産の運用に関する基本的態度について具体的に記載すること。

ロ 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること。

ハ 投資制限

() 法令、約款等に記載されたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。

() 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

ニ（略）

ホ 資産の貸付け

(4) 信託の計算及び収益の分配に関する事項

信託の計算に関する事項

イ 資産の評価

外国証券投資信託の受益証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

ロ 管理報酬等

外国証券投資信託の信託財産から支払われるすべての報酬及び手数料について、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

ハ その他

外国証券投資信託の存続時期、信託の計算期間、追加設定又は一部解約に関する制限、償還条件等について記載すること。

収益の分配に関する事項

（新設）

償還時の収益金の支払い又は収益金の分配について、受託者から委託者への交付、受託者の免責、および委託者から受益者への交付について、時期、場所、方法を記載すること。

(5) 委託者の営業の全部又は一部の譲渡に関する事項

営業譲渡の手続、受益者への通知の方法及び営業譲渡に対し受益者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。

(6) (略)

(7) 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合における当該委託の内容委託する権限の具体的な内容及び委託に係る費用を記載すること。

(8) (略)

3 - 2 外国証券投資信託の信託財産運用報告書の記載要領

投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容

(4) 信託の計算及び収益の分配に関する事項

信託の計算に関する事項

イ 資産の評価

外国投資信託の受益証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資の対象とする資産の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

ロ 管理報酬等

外国投資信託の投資信託財産から支払われるすべての報酬及び手数料について、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

ハ その他

外国投資信託の存続時期、信託の計算期間、追加設定又は一部解約に関する制限、償還条件等について記載すること。

収益の分配に関する事項

イ 収益分配可能額の算出方法に関する事項を記載すること。

ロ 償還時の収益金の支払い又は収益金の分配について、受託者から委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）への交付、受託者の免責、および委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）から受益者への交付について、時期、場所、方法を記載すること。

(5) 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）の営業の全部又は一部の譲渡に関する事項

営業譲渡の手続、受益者への通知の方法及び営業譲渡に対し受益者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。

(6) (略)

(7) 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）又は受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合（委託者非指図型に類するものの場合に限る。）における当該委託の内容委託する権限の具体的な内容及び委託に係る費用を記載すること。

(8) (略)

4 - 2 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の記載要領

法第59条において準用する第33条及び規則第56条の規定による信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、規則第56条第1項に掲げる事項の具体的な記載要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

(1) 当該外国証券投資信託の信託財産の計算期間中における運用の経過

期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が記載されていること。併せて、当該外国証券投資信託の信託財産に係る運用方針との関連が記載されていること。

今後の運用方針が当該外国証券投資信託の信託財産における運用方針を基に記載されていること。

(略)

信託終了時の信託財産運用報告書については、当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略が記載されていること。

(2) 運用状況の推移

(略)

当期中の基準価額と市況との比較として、当該外国証券投資信託の信託財産の運用方針において特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が記載されていること。

(3) 当該外国証券投資信託の信託財産の計算期間の末日（以下3-2において「当期末」という。）における貸借対照表及び当該計算期間中の損益計算書

当該計算期間中における損益計算書が記載されていること。なお、損失金額を表示する場合は、印又は負号を付記又は括弧書きすること。

(4) 当期末における純資産総額計算書

当期末における当該外国証券投資信託の発行済み単位数を明記し、当期末の純資産総額を発行済み単位数により除して得られた当該外国証券投資信託の受益証券の1単位当りの純資産価額が記載されていること。

上記3)における貸借対照表において当該項目が記載されている場合には、当該貸借対照表をもって純資産総額計算書に代えることができる。

(5) 投資有価証券の主な銘柄

当期末又は信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位30位について発行地又は上場証券取引所の区分により地域別に区分し、銘柄

法第59条において準用する第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、投資信託財産計算規則令第63条第1項に掲げる事項の具体的な記載要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

(1) 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が記載されていること。併せて、当該外国投資信託の投資信託財産に係る運用方針との関連が記載されていること。

今後の運用方針が当該外国投資信託の投資信託財産における運用方針を基に記載されていること。

(略)

信託終了時の投資信託財産運用報告書については、当該信託の開設時から前期末までの運用の経過の概略が記載されていること。

(2) 運用状況の推移

(略)

当期中の基準価額と市況との比較として、当該外国投資信託の投資信託財産の運用方針において特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が記載されていること。

(3) 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日（以下4-2において「当期末」という。）における貸借対照表及び当該計算期間中の損益及び剰余金計算書

(略)

当該計算期間中における損益及び剰余金計算書が記載されていること。なお、損失金額を表示する場合は、印又は負号を付記又は括弧書きすること。

(4) 当期末における純資産総額計算書

当期末における当該外国投資信託の発行済み単位数を明記し、当期末の純資産総額を発行済み単位数により除して得られた当該外国投資信託の受益証券の1単位当りの純資産価額が記載されていること。

上記3)における貸借対照表において当該項目が記載されている場合には、当該貸借対照表をもって純資産総額計算書に代えることができる。

(5) 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位30位について発行地又は上場証券取引所の区分により地域別に区分し、

の名称、数量、金額及び投資比率について記載すること

上記 に代えて、当期末又は信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場証券取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を記載することができる。

(新設)

- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該外国証券投資信託が設定された本国の法令に基づき作成された運用報告書の記載事項（当該外国証券投資信託が設定された本国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、規則第41条第1項に掲げる記載事項に準ずる事項）

規則第41条第1項に準じて記載する場合には、2 - 6に準じて記載すること。

4 証券投資法人の監督に関する事項

4 - 1 事務の取扱いに関する一般的事項

4 - 1 - 1 類似商号の取扱い

証券投資法人に類似する商号を使用している者に対する取扱いは以下の要領により取り扱うものとする。

(1) 実態把握等

一般投資家からの苦情、捜査当局からの照会、運用会社、資産保管会社、一般事務

銘柄の名称、数量、金額及び投資比率について記載すること

上記 に代えて、当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場証券取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を記載することができる。

(6) 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して記載されていること。

(7) 投資の対象とする金銭債権の主な種類

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、記載されていること。

(8) 投資の対象とする手形の主な種類

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、記載されていること。

(9) 投資の対象とする令第三条第十三号から第十七号までに掲げる資産又はこれらに類似する資産

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、記載されていること。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された本国の法令に基づき作成された運用報告書の記載事項（当該外国投資信託が設定された本国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、投資信託財産計算規則令第58条第1項に掲げる記載事項に準ずる事項）

投資信託財産計算規則令第58条第1項に準じて記載する場合には、2 - 6に準じて記載すること。

5 投資法人の監督に関する事項

5 - 1 事務の取扱いに関する一般的事項

5 - 1 - 1 類似商号の取扱い

投資法人に類似する商号を使用している者に対する取扱いは以下の要領により取り扱うものとする。

(1) 実態把握等

一般投資家からの苦情、捜査当局からの照会、投資信託委託業者、資産保管会社、

受託者、証券投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、日本証券業協会等からの情報提供や新聞広告等から類似商号を使用している者等を把握した場合には、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、当該業者に電話で確認する等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。

特に、一般投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみにとどまることのないよう十分留意する。

(2) 類似商号使用者等に対する警告等

明らかに類似商号に該当すると認められる者（例えば、「 証券投資法人」、「 証券投資法人(株)」、「(株) 証券投資法人」等）については、4 - 別紙2により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。

業務内容が証券投資法人と類似する者又は証券投資法人と紛らわしい商号（4 - 別紙1に掲げる者等）を使用し、業務内容が証券投資法人と類似すると認められる者については、4 - 別紙3により文書で照会を行うとともに、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、電話で確認する等の方法により業務内容を調査するものとする。

調査の結果、当該業者の業務が証券投資法人とは明らかに異なる場合を除き、4 - 別紙4により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。

また、当該業者が無登録で法第193条に規定する行為を行っていることが判明した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに止めるようあわせて文書で警告を行うとともに捜査当局に連絡する。

4 - 別紙2及び4 - 別紙4による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し告発を行うものとする。

類似商号を使用していない場合であっても、一般投資者からの苦情や通報等があり、調査した結果、当該業者が無登録で法第193条に規定する行為を行っていることが判明した場合には、4 - 別紙5により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換を行うものとする。

なお、警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し告発を行うものとする。

財務局長、福岡財務支局長又は中継総合事務局長（以下「財務局長等」という。）は、 から までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在

一般事務受託者、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、日本証券業協会等からの情報提供や新聞広告等から類似商号を使用している者等を把握した場合には、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、当該業者に電話で確認する等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。

特に、一般投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみにとどまることのないよう十分留意する。

(2) 類似商号使用者等に対する警告等

明らかに類似商号に該当すると認められる者（例えば、「 投資法人」、「 投資法人(株)」、「(株) 投資法人」等）については、5 - 別紙2により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。

業務内容が投資法人と類似する者又は投資法人と紛らわしい商号（5 - 別紙1に掲げる者等）を使用し、業務内容が投資法人と類似すると認められる者については、5 - 別紙3により文書で照会を行うとともに、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、電話で確認する等の方法により業務内容を調査するものとする。

調査の結果、当該業者の業務が投資法人とは明らかに異なる場合を除き、5 - 別紙4により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。

また、当該業者が無登録で法第193条に規定する行為を行っていることが判明した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに止めるようあわせて文書で警告を行うとともに捜査当局に連絡する。

5 - 別紙2及び5 - 別紙4による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し告発を行うものとする。

類似商号を使用していない場合であっても、一般投資者からの苦情や通報等があり、調査した結果、当該業者が無登録で法第193条に規定する行為を行っていることが判明した場合には、5 - 別紙5により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換を行うものとする。

なお、警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し告発を行うものとする。

財務局長等は、 から までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁へ報告するものとする。

地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁へ報告するものとする。

財務局長等は、類似商号使用者等については、管理台帳（4 - 別紙6）を作成し、当該業者に対する一般投資家からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。

4 - 1 - 2 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

（略）

- (1) （略）
- (2) 照会に対する回答方法

（略）

回答にあたって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（4 - 別紙7）を作成し、FAX等により金融庁と協議する。

（略）

それ以外のものでも照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ応接箋（4 - 別紙8）に残し関係部局に回覧し、金融庁、財務局等の担当係に保存するものとする。

4 - 2 証券投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項

財務局長等は、法第69条第1項の規定に基づく証券投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。

4 - 2 - 1 設立届出書の審査に係る留意事項

- (1) 設立届出書第2面の1.証券投資法人の商号
投資者に公的機関と誤認されるおそれのある商号となっていないか。
- (2) 設立届出書第2面の3.(4)設立の際発行する投資口の発行価額及び口数
投資口の発行価額の総額は、令第26条に規定する出資総額を下回っていないか。
- (3) 設立届出書第2面の3.(7)当該証券投資法人の資産運用の概要
資産を主として有価証券に対する投資として運用することとなっているか。

4 - 2 - 2 設立届出書の添付書類の審査に関する事項

国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、規則第59条第2項第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

財務局長等は、類似商号使用者等については、管理台帳（5 - 別紙6）を作成し、当該業者に対する一般投資家からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。

5 - 1 - 2 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

（略）

- (1) （略）
- (2) 照会に対する回答方法

（略）

回答にあたって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（5 - 別紙7）を作成し、FAX等により金融庁と協議する。

（略）

それ以外のものでも照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ応接箋（5 - 別紙8）に残し関係部局に回覧し、金融庁、財務局等の担当係に保存するものとする。

5 - 2 投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項

財務局長等は、法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。

5 - 2 - 1 設立届出書の審査に係る留意事項

- (1) 設立届出書第2面の1.設立しようとする投資法人の商号
投資者に公的機関と誤認されるおそれのある商号となっていないか。
- (2) 設立届出書第2面の3.(4)設立の際発行する投資口の発行価額及び口数
投資口の発行価額の総額は、令第56条に規定する出資総額を下回っていないか。
- (3) 設立届出書第2面の3.(7)当該投資法人の資産運用の概要
資産を主として特定資産に対する投資として運用することとなっているか。

5 - 2 - 2 設立届出書の添付書類の審査に関する事項

国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、規則第105条第2項第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

4 - 2 - 3 設立届出書の受理手続等

(1) 受理手続

財務局長等は、法第69条第1項の規定に基づく証券投資法人設立届出書を受理したときは、届出書の副本及び規約1通に4 - 別紙9による受理印を押して受理番号を記入した上で、届出者に還付しなければならない。

(2) 財務局長等は、証券投資法人設立届出書を受理した後、証券投資法人設立届出書等整理簿(4 - 別紙10)にその内容を記載しなければならない。

4 - 3 証券投資法人不成立届出書の受理等に際しての留意事項

財務局長等は、規則第61条第1項の規定に基づく証券投資法人不成立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。

4 - 3 - 1 不成立届出書の受理手続

財務局長等は、証券投資法人不成立届出書を受理したときは、以下の手続を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 証券投資法人設立届出書等整理簿に証券投資法人不成立届出書の受理年月日を記載し、証券投資法人が成立しなかった理由を摘要欄に簡記すること。

4 - 4 証券投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項

財務局長等は、法第188条第1項の規定に基づく登録申請書の受理等に当たっては、次の点に留意する。

4 - 4 - 1 登録申請書の審査に係る留意事項

- (1) 登録申請書第2・3面の2.(5)常時保持する最低純資産額
最低純資産額は、令第25条に規定する額を下回ることとなっていないか。
- (2) 登録申請書第2・3面の2.(6)資産運用の対象及び方針
資産を主として有価証券に対する投資として運用することとなっているか。
- (3) 登録申請書第6面の8.(1)出資総額
証券投資法人の成立時の出資総額は、令第26条に規定する額を下回っていないか。

5 - 2 - 3 設立届出書の受理手続等

(1) 受理手続

財務局長等は、法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書を受理したときは、届出書の副本及び規約1通に5 - 別紙9による受理印を押して受理番号を記入した上で、届出者に還付しなければならない。

(2) 財務局長等は、投資法人設立届出書を受理した後、投資法人設立届出書等整理簿(5 - 別紙10)にその内容を記載しなければならない。

5 - 3 投資法人の不成立に関する届出書の受理等に際しての留意事項

財務局長等は、規則第107条第1項の規定に基づく投資法人の不成立に関する届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。

5 - 3 - 1 不成立に関する届出書の受理手続

財務局長等は、投資法人の不成立に関する届出書を受理したときは、以下の手続を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 投資法人設立届出書等整理簿に投資法人の不成立に関する届出書の受理年月日を記載し、投資法人が成立しなかった理由を摘要欄に簡記すること。

5 - 4 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項

財務局長等は、法第188条第1項の規定に基づく登録申請書の受理等に当たっては、次の点に留意する。

5 - 4 - 1 登録申請書の審査に係る留意事項

- (1) 登録申請書第2・3面の2.(5)常時保持する最低純資産額
最低純資産額は、令第55条に規定する額を下回ることとなっていないか。
- (2) 登録申請書第2・3面の2.(6)資産運用の対象及び方針
資産を主として特定資産に対する投資として運用することとなっているか。
- (3) 登録申請書第6面の8.(1)出資総額
投資法人の成立時の出資総額は、令第56条に規定する額を下回っていないか。

か。

4 - 4 - 2 登録申請書の添付書類の審査に関する留意事項

- (1) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、規則第100条第4号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

4 - 4 - 3 登録申請書の受理等に係るその他の留意事項

- (1) 財務局長等は、証券投資法人登録申請書を受理したときは、証券投資法人設立届出書等整理簿に証券投資法人登録申請書の受理年月日を記載しなければならない。
- (2) 財務局長等は、証券投資法人設立届出書に記載されている設立の際発行する投資口の募集期間を経過した後、証券投資法人登録申請書の提出に係る通常必要とされる期間を経過した後においてなお当該証券投資法人登録申請書又は証券投資法人不成立届出書が提出されない場合には、当該証券投資法人設立届出書を提出した設立企画人に照会をし実体把握を行うものとする。

4 - 4 - 4 登録の手続等

- (1) 登録番号
 - ・ (略)登録番号を4 - 別紙11による登録証券投資法人登録番号台帳により管理するものとする。
- (2) 登録申請者への通知
財務局長等は、証券投資法人登録申請書の審査終了後、当該証券投資法人登録申請書及び添付書類に不備がなく、登録拒否要件に該当しない場合には、速やかに、登録申請者に規則別紙様式第36号により通知するものとする。

4 - 4 - 5 金融庁長官への報告

財務局長等は、証券投資法人の登録を行った場合には、4 - 別紙12により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

4 - 4 - 6 登録の拒否

財務局長等は、登録を拒否する場合には、施行規則別紙様式37号に、拒否の理由に該当する法第190条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書及び添付資料のうち虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明

5 - 4 - 2 登録申請書の添付書類の審査に関する留意事項

- (1) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、規則第136条第4号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

5 - 4 - 3 登録申請書の受理等に係るその他の留意事項

- (1) 財務局長等は、投資法人登録申請書を受理したときは、投資法人設立届出書等整理簿に投資法人登録申請書の受理年月日を記載しなければならない。
- (2) 財務局長等は、投資法人設立届出書に記載されている設立の際発行する投資口の募集期間を経過した後、投資法人登録申請書の提出に係る通常必要とされる期間を経過した後においてなお当該投資法人登録申請書又は投資法人の不成立に関する届出書が提出されない場合には、当該投資法人設立届出書を提出した設立企画人に照会をし実体把握を行うものとする。

5 - 4 - 4 登録の手続等

- (1) 登録番号
 - ・ (略)登録番号を5 - 別紙11による登録投資法人登録番号台帳により管理するものとする。
- (2) 登録申請者への通知
財務局長等は、投資法人登録申請書の審査終了後、当該投資法人登録申請書及び添付書類に不備がなく、登録拒否要件に該当しない場合には、速やかに、登録申請者に規則別紙様式第32号により通知するものとする。

5 - 4 - 5 金融庁長官への報告

財務局長等は、投資法人の登録を行った場合には、5 - 別紙12により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

5 - 4 - 6 登録の拒否

財務局長等は、登録を拒否する場合には、施行規則別紙様式33号に、拒否の理由に該当する法第190条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書及び添付資料のうち虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に

らかにすること。

4 - 4 - 7 登録申請書等の保存期間

設立届出書、不成立届出書及びこれらの添付書類は、当該届出書の提出を受けた財務局長等が、登録申請書、変更届出書、解散届出書及びこれらの添付書類は、登録証券投資法人が現に登録を受けている財務局長等が永久保存する。

4 - 4 - 8 登録証券投資法人登録簿

- (1) 登録簿は、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧申請者に4 - 別紙13による登録証券投資法人登録簿縦覧申請書の所要事項の記入を求めるものとする。
- (2)・(3) (略)

4 - 5 登録証券投資法人の変更及び解散の届出

4 - 5 - 1 登録証券投資法人変更届出

- (1) 登録証券投資法人変更届出は、4 - 4 - 1及び4 - 4 - 2に準じて取り扱う。
- (2) 財務局長等は、法第191条第1項の規定に基づく登録証券投資法人変更届出書を受理した場合（財務局等の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書を除く。）には、4 - 別紙14により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。
- (3) 変更届出書により、新たに執行役員となった者が法第96条各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合、新たに監督役員となった者が法第101条各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合又は新たに会計監査人となった者が法第115条第2項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、速やかに改善を指示し、速やかに改善が見られない場合は、法第216条第1項の規定により、登録を取り消すものとする。

4 - 5 - 2 財務局等の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書

- (1) 財務局等の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する変更届出書を受理した財務局長等は、規則第135条第1項に規定する移管手続に併せて、当該変更届出書に4 - 別紙15による財務局等の意見書及び直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録の権限を有することとなる財務局長等に送付する。

明らかにすること。

5 - 4 - 7 登録申請書等の保存

設立届出書、不成立に関する届出書及びこれらの添付書類は、当該届出書の提出を受けた財務局長等が、登録申請書、変更届出書、解散届出書及びこれらの添付書類は、登録投資法人が現に登録を受けている財務局長等が保存する。

5 - 4 - 8 登録投資法人登録簿

- (1) 登録簿は、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧申請者に5 - 別紙13による登録投資法人登録簿縦覧申請書の所要事項の記入を求めるものとする。
- (2)・(3) (略)

5 - 5 登録投資法人の変更及び解散の届出

5 - 5 - 1 登録投資法人変更届出

- (1) 登録投資法人変更届出は、5 - 4 - 1及び5 - 4 - 2に準じて取り扱う。
- (2) 財務局長等は、法第191条第1項の規定に基づく登録投資法人変更届出書を受理した場合（財務局等の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書を除く。）には、5 - 別紙14により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。
- (3) 変更届出書により、新たに執行役員となった者が法第9条第2項第6号イからニのいずれかに該当することが明らかとなった場合、新たに監督役員となった者が法第101条各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合又は新たに会計監査人となった者が法第115条第2項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、速やかに改善を指示し、速やかに改善が見られない場合は、法第216条第1項の規定により、登録を取り消すものとする。

5 - 5 - 2 財務局等の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書

- (1) 財務局等の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する変更届出書を受理した財務局長等は、規則第167条第1項に規定する移管手続に併せて、当該変更届出書に5 - 別紙15による財務局等の意見書及び直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録の権限を有することとなる財務局長等に送付する。

(2) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等は、規則第135条第2項に基づく変更の登録をしたときは、同条第3項に基づく登録変更済通知書に、新たな登録番号を付記するものとする。

なお、登録変更済通知書への付記の方法は、4 - 別紙16により行うものとする。

(3) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等は、規則第135条第2項に基づく変更の登録をしたときは従前の登録を行った財務局長等に変更登録をした旨をFAX等によりただちに連絡すると共に、登録変更済通知書の写しを送付する。

(4) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等から規則第135条第2項に基づく変更の登録をした旨の連絡を受けた財務局長等は、当該証券投資法人の登録を抹消する。

(5) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等は、変更の登録を行った場合には、4 - 別紙17により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

4 - 5 - 3 証券投資法人解散届出書

財務局長等は、証券投資法人解散届出書を受理した場合には、4 - 別紙18により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

4 - 6 資産運用報告書の記載事項

法第129条第1項第3号及び規則第87条の規定による資産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、規則第87条に掲げる事項の具体的な記載要領は、2 - 6に準じて記載するものとする。ただし、証券投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

(2) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等は、規則第167条第2項に基づく変更の登録をしたときは、同条第3項に基づく登録変更済通知書に、新たな登録番号を付記するものとする。

なお、登録変更済通知書への付記の方法は、5 - 別紙16により行うものとする。

(3) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等は、規則第167条第2項に基づく変更の登録をしたときは従前の登録を行った財務局長等に変更登録をした旨をFAX等によりただちに連絡すると共に、登録変更済通知書の写しを送付する。

(4) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等から規則第167条第2項に基づく変更の登録をした旨の連絡を受けた財務局長等は、当該投資法人の登録を抹消する。

(5) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等は、変更の登録を行った場合には、5 - 別紙17により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

5 - 5 - 3 投資法人解散届出書

財務局長等は、投資法人解散届出書を受理した場合には、5 - 別紙18により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

5 - 6 資産運用報告書の記載要領

法第129条第1項第3号の規定による資産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成12年総理府令第134号。以下「投資法人計算規則令」という。）第59条に掲げる事項の具体的な記載要領は、2 - 6に準じて記載するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、投資法人計算規則令第59条第1項第24号に規定する事項として当該投資信託委託業者が合同運用している資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものとする。

4 - 7 取引報告書関係

法第197条において準用する証券取引法第41条に規定する取引報告書の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

4 - 7 - 1 「取引報告書」の名称

取引報告書については、「取引報告書」と同等の意味を表す名称を使用することができるものとする。

なお、「取引報告書」以外の名称を使用する場合には、投資主に誤解を生じさせるような名称は使用しないことに留意する。

4 - 7 - 2 記載事項

規則別表第八に規定する取引報告書の記載事項については、当該記載事項と同等の意味を表す名称を使用することができるものとする。

なお、当該別表に規定されている記載事項以外の名称を使用する場合には、投資主に誤解を生じさせるような名称は使用しないことに留意する。

4 - 8 規則第116条第1項第6号に規定する運用(いわゆる合同運用)の禁止

4 - 9 勧誘及び広告

4 - 10 法定帳簿の作成・保存

4 - 10 - 1 発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成

運用会社が、規則第124条第1項第1号口に規定する発注伝票をコンピュータへ直接入力することにより作成する場合には、次の要件を満たしていることを確認すること。

(1) 発注と同時に、発注内容をコンピュータへ入力すること。

5 - 7 取引報告書関係

法第197条において準用する証券取引法第41条に規定する取引報告書の作成に当たっての留意事項は、2 - 4に準じるものとする。

(削除)

2 - 6へ

5 - 8 法定帳簿の作成・保存

(削除)

- (2) コンピュータ作成の発注伝票については手書きの発注伝票と同様の手段で保存されること。
- (3) 入力データのバックアップを作成・保存すること。
- (4) 入力時刻が自動的に記録されるシステムとなっていること。
- (5) 入力事績の取消・修正を行った場合は、その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
- (6) 災害等によりコンピュータが使用不能となるケース等発注と同時にコンピュータに直接入力して作成することが不可能な場合は、発注時に手書きで発注伝票を作成すること。ただし、発注時に作成した手書きの発注伝票とその発注内容を後で入力して作成した発注内容等が記載されたコンピュータ作成の発注伝票を併せて保存する場合は手書きの発注伝票に追記を行う必要はない。
- (7) 内部監査等に対応できるシステムとなっていること。

4 - 1 0 - 2 証券投資法人の法定帳簿の電磁的方法等による保存

証券投資法人から、規則第123条第3項において準用する規則第44条第6項に規定する届出がされた場合には、規則第44条第5項の要件に加え、同項の規定に鑑み、以下の要件を満たしているか確認すること。

- (1) 電磁的方法による保存のための要件となるもの
規則第123条第2項の規定に基づく別表第九に規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、データとして保存されること。
保存に使用する媒体は、規則第123条第2項に規定する当該証券投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10年間の保存期間の耐久性を有していること。
～ （略）
- (2) 電子計算機により出力し作成するマイクロフィルムによる保存のための要件となるもの
同条第2項の規定に基づく別表第九に規定する全ての記載事項がコンピュータにより処理され、データとして保存されること。
保存に使用するマイクロフィルムは、同条第2項に規定する当該証券投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10年間の保存期間の耐久性を有していること。
～ （略）

5 - 8 - 1 投資法人の法定帳簿の電磁的方法等による保存

投資法人から、規則第155条第3項において準用する規則第69条第7項に規定する届出がされた場合には、規則第69条第6項の要件に加え、同項の規定に鑑み、以下の要件を満たしているか確認すること。

- (1) 電磁的方法による保存のための要件となるもの
規則第155条第2項の規定に基づく別表第十二に規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、データとして保存されること。
保存に使用する媒体は、同条第2項に規定する当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10年間の保存期間の耐久性を有していること。
～ （略）
- (2) 電子計算機により出力し作成するマイクロフィルムによる保存のための要件となるもの
規則第155条第2項の規定に基づく別表第十二に規定する全ての記載事項がコンピュータにより処理され、データとして保存されること。
保存に使用するマイクロフィルムは、同条第2項に規定する当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10年間の保存期間の耐久性を有していること。
～ （略）

4 - 1 0 - 3 運用会社及び資産保管会社の法定帳簿の電磁的方法等による保存

運用会社及び資産保管会社から、規則第124条第4項において準用する規則第44条第6項に規定する届出がされた場合には、規則第44条第5項の要件に加え、同項の規定に鑑み、以下の要件を満たしているか確認すること。

(1) 電磁的方法による保存のための要件となるもの

規則第124条第2項の規定に基づく別表第十に規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、データとして保存されること。

保存に使用する媒体は、規則第124条第2項に規定する当該運用会社及び資産保管会社に係る証券投資法人の決算の承認後10年間の保存期間の耐久性を有していること。

～ (略)

(2) 電子計算機により出力し作成するマイクロフィルムによる保存のための要件となるもの

同条第2項の規定に基づく別表第十に規定する全ての記載事項がコンピュータにより処理され、データとして保存されること。

保存に使用するマイクロフィルムは、同条第2項に規定する当該運用会社及び資産保管会社に係る証券投資法人の決算の承認後10年間の保存期間の耐久性を有していること。

～ (略)

4 - 1 1 営業報告書

財務局長等が行う手続きは次のとおりとする。

4 - 1 1 - 1 金融庁長官への報告

法第212条の規定に基づく営業報告書を受理した場合には、金融庁長官に対して、営業期間(当該営業期間が6月より短い期間である場合には、6月)ごとに4 - 別紙19による営業報告書集計表を作成して報告する。

4 - 1 2 臨時報告書

財務局長等が行う手続きは次のとおりとする。

5 - 8 - 2 資産保管会社の法定帳簿の電磁的方法等による保存

資産保管会社から、規則第156条第3項において準用する規則第69条第7項に規定する届出がされた場合には、規則第69条第6項の要件に加え、同項の規定に鑑み、以下の要件を満たしているか確認すること。

(1) 電磁的方法による保存のための要件となるもの

規則第156条第2項の規定に基づく別表第十三に規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、データとして保存されること。

保存に使用する媒体は、同条第2項に規定する当該資産保管会社に係る投資法人の決算の承認後10年間の保存期間の耐久性を有していること。

～ (略)

(2) 電子計算機により出力し作成するマイクロフィルムによる保存のための要件となるもの

規則第156条第2項の規定に基づく別表第十三に規定する全ての記載事項がコンピュータにより処理され、データとして保存されること。

保存に使用するマイクロフィルムは、同条第2項に規定する当該資産保管会社に係る投資法人の決算の承認後10年間の保存期間の耐久性を有していること。

～ (略)

5 - 9 営業報告書

財務局長等が行う手続きは次のとおりとする。

5 - 9 - 1 金融庁長官への報告

法第212条の規定に基づく営業報告書を受理した場合には、金融庁長官に対して、営業期間(当該営業期間が6月より短い期間である場合には、6月)ごとに5 - 別紙19による営業報告書集計表を作成して報告する。

5 - 1 0 臨時報告書

財務局長等が行う手続きは次のとおりとする。

4 - 1 2 - 1 金融庁長官への報告

(略)

4 - 1 2 - 2 証券投資法人への通告

財務局長等は、法第215条第2項に規定する通告を証券投資法人に対し行う場合には、あらかじめ金融庁に協議をすること。

なお、協議の際には、財務局等における検討の結果及び意見を付すること。

4 - 1 3 証券投資法人の純資産状況報告

財務局長等が行う手続きは次のとおりとする。

4 - 1 3 - 1 金融庁長官への報告

規則第126条の規定に基づく証券投資法人の純資産状況表を受領した場合には、金融庁長官に対して、4 - 別紙20による証券投資法人の純資産状況集計表を作成し報告する。

4 - 1 4 証券投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等

4 - 1 4 - 1 証券投資法人等への許可等の金融庁への協議等

(1) 財務局長等は、証券投資法人の監督事務に係る財務局長等への委任事項の処理にあたり、次の各条に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協議すること。

(略)

(新設)

___ 法第94条第1項において準用する商法第237条第2項の規定による許可

(新設)

___ 法第108条第1項において準用する商法第260条ノ4第4項の規定による許可

(新設)

5 - 1 0 - 1 金融庁長官への報告

(略)

5 - 1 0 - 2 投資法人への通告

財務局長等は、法第215条第2項に規定する通告を投資法人に対し行う場合には、あらかじめ金融庁に協議をすること。

なお、協議の際には、財務局等における検討の結果及び意見を付すること。

5 - 1 1 投資法人の純資産状況報告

財務局長等が行う手続きは次のとおりとする。

5 - 1 1 - 1 金融庁長官への報告

規則第158条の規定に基づく投資法人の純資産状況表を受領した場合には、金融庁長官に対して、5 - 別紙20による投資法人の純資産状況集計表を作成し報告する。

5 - 1 2 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等

5 - 1 2 - 1 投資法人等への許可等の金融庁への協議等

(1) 財務局長等は、投資法人の監督事務に係る財務局長等への委任事項の処理にあたり、次に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協議すること。

(略)

___ 法第73条第4項において準用する商法第244条第4項において準用する商法第263条第4項による許可

___ 法第94条第1項において準用する商法第237条第2項の規定による許可

___ 法第94条第1項において準用する商法第244条第4項において準用する商法第263条第4項による許可

___ 法第108条第1項において準用する商法第260条ノ4第4項の規定による許可

___ 法第131条第3項で準用する商法第282条第3項による許可

___ 法第138条第4項で準用する商法第293条ノ8による許可

- ___ 法第163条第1項において準用する商法第423条第2項の規定による許可
- ___ 法第163条第1項において準用する法第94条第1項において準用する商法第237条第2項の規定による許可
- ___ 法第163条第1項において準用する法第108条第1項において準用する商法第260条ノ4第4項の規定による許可
- ___ 法第195条ただし書の規定による承認
- ___ 法第205条第2項の規定による許可

(新設)

(2) 財務局長等は、証券投資法人の監督事務に係る財務局長等への委任事項の処理にあたり、次の各条に掲げる選任又は解任の請求については、あらかじめ金融庁に協議すること。

法第94条第1項において準用する商法第237条ノ2第1項の規定による検査役の選任の請求

法第99条第1項において準用する商法第258条第2項の規定による執行役員の選任の請求

法第104条において準用する商法第258条第2項の規定による監督役員の選任の請求

___ 法第139条第1項において準用する商法第294条第1項の規定による検査役の選任の請求

(新設)

法第151条第2項の規定による清算執行人又は清算監督人の選任の請求

法第151条第3項の規定による清算執行人及び清算監督人の選任の請求

法第153条の規定による清算執行人及び清算監督人の解任の請求

(新設)

法第163条第1項において準用する商法第429条の規定による保存者の選任

- ___ 法第163条第1項において準用する商法第423条第2項の規定による許可
- ___ 法第163条第1項において準用する法第94条第1項において準用する商法第237条第2項の規定による許可
- ___ 法第163条第1項において準用する法第108条第1項において準用する商法第260条ノ4第4項の規定による許可
- (削除)

___ 令第96条第1項第9号による承認

(2) 財務局長等は、投資法人の監督事務に係る財務局長等への委任事項の処理にあたり、次に掲げる権限の行使については、あらかじめ金融庁に協議すること。

法第94条第1項において準用する商法第237条ノ2第3項による命令

法第99条第1項において準用する商法第258条第2項の規定による執行役員の選任

法第104条において準用する商法第258条第2項の規定による監督役員の選任

(削除)

___ 法第139条で準用する商法第237条ノ2第3項による命令

___ 法第162条による命令

___ 法第144条で準用する商法第58条第1項による投資法人に対する解散の命令を求める裁判所への請求

___ 法第144条で準用する商法第58条第2項による管理人の選任等の処分を求める裁判所への請求

___ 法第151条第2項の規定による清算執行人又は清算監督人の選任

___ 法第151条第3項の規定による清算執行人及び清算監督人の選任

___ 法第153条の規定による清算執行人又は清算監督人の解任

___ の場合における清算執行人又は清算監督人の選任

___ 法第154条第2項の規定による清算執行人又は清算監督人の報酬の額の決定

___ 法第163条第1項において準用する商法第125条第4項の規定による価額の不確定な債権の鑑定人の選任

___ 法第163条第1項において準用する商法第429条の規定による保存者の選任

の請求

法第163条第1項において準用する法第99条第1項において準用する商法第258条第2項の規定による清算執行人又は清算監督人の選任の請求
(新設)

- (3) 財務局長等は、上記1の事項について、許可又は承認をすることとした場合には、4 - 別紙2 1により、許可又は承認をしないこととした場合には、4 - 別紙2 2により、許可又は承認申請者に通知するものとする。

4 - 1 4 - 2 行政処分等の金融庁への協議

- (1) 財務局長等は、証券投資法人の監督事務に係る財務局長等への委任事項の処理に当たり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁に協議すること。
なお、協議の際には、財務局等における検討の結果及び意見を付すること。
・ (略)
- (2) 財務局長等は、設立企画人又は証券投資法人等に対して行政処分を行う場合には、設立中の証券投資法人の設立企画人若しくは証券投資法人又は当該証券投資法人の運用会社、当該運用会社から第202条第1項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者、当該運用会社から同条第2項の規定により読み替えられた投資顧問業法第2条第4項第2号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者、資産保管会社若しくは一般事務受託者が、他の財務局長等の管轄区域内に所在する場合には、原則として、当該財務局長等に対し、あらかじめ意見を聴くとともに、その処理結果についても連絡すること。

(新設)

4 - 別紙1

法第163条第1項において準用する法第99条第1項において準用する商法第258条第2項の規定による清算執行人又は清算監督人の選任
法第185条第1項において準用する非訟事件手続法第134条ノ2の規定による即時抗告

- (3) 財務局長等は、上記1の事項について、許可又は承認をすることとした場合には、5 - 別紙2 1により、許可又は承認をしないこととした場合には、5 - 別紙2 2により、許可又は承認申請者に通知するものとする。

5 - 1 2 - 2 行政処分等の金融庁への協議

- (1) 財務局長等は、投資法人の監督事務に係る財務局長等への委任事項の処理に当たり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁に協議すること。
なお、協議の際には、財務局等における検討の結果及び意見を付すること。
・ (略)
- (2) 財務局長等は、設立企画人又は投資法人等に対して行政処分を行う場合には、設立中の投資法人の設立企画人若しくは投資法人又は当該投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者、当該投資信託委託業者から法第34条の5第1項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者、資産保管会社若しくは一般事務受託者が、他の財務局長等の管轄区域内に所在する場合には、原則として、当該財務局長等に対し、あらかじめ意見を聴くとともに、その処理結果についても連絡すること。

5 - 1 3 - 3 関係行政機関の長への通知

令第101条第6項に定める関係行政機関の長に対する通知を行う場合には、以下の点に留意することとする。

- (1) 法第187条の登録申請について通知を行う場合には、登録申請を受理後速やかに関係行政機関担当部署担当課宛に通知を行うものとする。
- (2) 令第101条第3項各号の届出について通知を行う場合には、当月中に受理した届出の副本を翌月末日までに速やかに関係行政機関担当部署担当課宛に通知を行うものとする。

5 - 別紙1

「証券投資法人と紛らわしい商号例」

証券投資法人と紛らわしい商号に関しては、一般に「証券投資法人と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。

「証券」及び「投資」等の文字を組み合わせているが、その商号から証券投資法人と紛らわしいもの

〔例示〕

証券運用、証券運用法人、証券運用委託、証券投資、証券委託、証券媒介、証券代理運用

「証券投資法人」という文字は使用していないが、その商号から証券投資法人と紛らわしいもの

〔例示〕

株式投資法人、株式投資、公社債投資法人、公社債投資、有価証券投資

4 - 別紙2

類似商号使用者に対する警告書（案）

株式会社 証券投資法人
代表取締役社長 殿

財 務 局 長

証券投資法人でない者は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第64条第2項の規定により、その商号中に証券投資法人であることを示す文字を用いてはならないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の商号は同規定に抵触していると認められますので、直ちに商号を変更されますよう警告します。つきましては、貴社における是正措置予定を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとします。

また、証券投資法人は金融再生委員会の登録を受ける必要があり、登録を受けていない証券投資法人が、その資産の運用を行うことは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に抵触することとなりますので、念のために申し添えます。

「投資法人と紛らわしい商号例」

投資法人と紛らわしい商号に関しては、一般に「投資法人と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。

「証券」、「不動産」及び「投資」等の文字を組み合わせているが、その商号から投資法人と紛らわしいもの

〔例示〕

証券運用、証券運用法人、証券運用委託、証券投資、証券委託、証券媒介、証券代理運用、不動産運用法人、不動産運用委託、不動産代理運用

「投資法人」という文字は使用していないが、その商号から投資法人と紛らわしいもの

〔例示〕

株式会社、公社債法人、有価証券法人、不動産法人

5 - 別紙2

類似商号使用者に対する警告書（案）

株式会社 投資法人
代表取締役社長 殿

財 務 局 長

投資法人でない者は、投資信託及び投資法人に関する法律第64条第2項の規定により、その商号中に投資法人であることを示す文字を用いてはならないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の商号は同規定に抵触していると認められますので、直ちに商号を変更されますよう警告します。つきましては、貴社における是正措置予定を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとします。

また、投資法人は金融再生委員会の登録を受ける必要があり、登録を受けていない投資法人が、その資産の運用を行うことは「投資信託及び投資法人に関する法律」に抵触することとなりますので、念のために申し添えます。

(注) 是正措置予定の回答は、概ね、発送日から2週間を目途する。(以下の案文についても同じ。)

4 - 別紙3

類似商号使用者に対する照会書(案)

証券運用株式会社
代表取締役社長 殿

財 務 局 長

証券投資法人は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第188条の規定により、金融再生委員会の登録を受ける必要があり、登録を受けていない証券投資法人が、その資産の運用を行うことは同法187条の規定により禁止されています。

貴社の業務内容は同規定に抵触するおそれがあると認められますので、貴社の具体的な業務内容を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

また、証券投資法人でない者は、同法第64条第2項の規定により、その商号中に証券投資法人であることを示す文字を用いてはならないこととなっておりますので、念のため申し添えます。

4 - 別紙4

類似商号使用者に対する警告書(案)

証券運用株式会社
代表取締役社長 殿

財 務 局 長

先般、貴社の業務内容は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第187条の規定に抵触するおそれがあると認められるので、具体的な業務内容について照会をしたところでありますが、当局のその後の調査により、貴社の業務内容は同規定に抵触していると認められます。

金融再生委員会の登録を受けていない証券投資法人が、その資産の運用を行うこと

(注) 是正措置予定の回答は、概ね、発送日から2週間を目途する。(以下の案文についても同じ。)

5 - 別紙3

類似商号使用者に対する照会書(案)

証券運用株式会社
代表取締役社長 殿

財 務 局 長

投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第188条の規定により、金融再生委員会の登録を受ける必要があり、登録を受けていない投資法人が、その資産の運用を行うことは同法187条の規定により禁止されています。

貴社の業務内容は同規定に抵触するおそれがあると認められますので、貴社の具体的な業務内容を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

また、投資法人でない者は、同法第64条第2項の規定により、その商号中に投資法人であることを示す文字を用いてはならないこととなっておりますので、念のため申し添えます。

5 - 別紙4

類似商号使用者に対する警告書(案)

証券運用株式会社
代表取締役社長 殿

財 務 局 長

先般、貴社の業務内容は、投資信託及び投資法人に関する法律第187条の規定に抵触するおそれがあると認められるので、具体的な業務内容について照会をしたところでありますが、当局のその後の調査により、貴社の業務内容は同規定に抵触していると認められます。

金融再生委員会の登録を受けていない投資法人が、その資産の運用を行うことは、投

は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の規定により固く禁じられておりますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

4 - 別紙5

証券投資法人の資産運用を行っている者に対する警告書（案）

証券運用株式会社
代表取締役社長 殿

財 務 局 長

証券投資法人は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第188条の規定により、金融再生委員会の登録を受ける必要があります、登録を受けていない証券投資法人が、その資産の運用を行うことは同法第187条の規定により禁止されています。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は証券投資法人に該当していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

4 - 別紙6、別紙7、別紙8 （略）

4 - 別紙9

1. 各財務局用

財務局長受理

資信託及び投資法人に関する法律の規定により固く禁じられておりますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

5 - 別紙5

無登録で投資法人の資産運用を行っている者に対する警告書（案）

証券運用株式会社
代表取締役社長 殿

財 務 局 長

投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第188条の規定により、金融再生委員会の登録を受ける必要があります、登録を受けていない投資法人が、その資産の運用を行うことは同法第187条の規定により禁止されています。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は投資法人が行う資産の運用に該当していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

5 - 別紙6、別紙7、別紙8 （略）

5 - 別紙9

1. 各財務局用

財務局長受理

受理日付印

証投第 号

(略)

2. 福岡財務支局用

受理日付印

福岡財務支局長受理
証投第 号

(略)

(新 設)

4 - 別紙10

(A4)

受理日付印

投法第 号

(略)

2. 福岡財務支局用

受理日付印

福岡財務支局長受理
投法第 号

(略)

3. 沖縄総合事務局長用

受理日付印

沖縄総合事務局長受理
投法第 号

注 1. 縦40mm、横60mmとする。

5 - 別紙10

(A4)

証券投資法人設立届出書等整理簿

(略)

4 - 別紙11

(A4)

登録証券投資法人登録番号台帳

財務(支)局

登録番号	登録年月日	登録証券投資法人の商号

(略)

4 - 別紙12

(A4)

	文書番号 年月日
金融庁長官 殿	
財務(支)局長	印
証券投資法人の登録について	

(略)

(略)

証券投資法人 の商号

運用会社名

(略)

(略)

投資法人設立届出書等整理簿

(略)

5 - 別紙11

(A4)

登録投資法人登録番号台帳

財務(支)局

登録番号	登録年月日	登録投資法人の商号

(略)

5 - 別紙12

(A4)

	文書番号 年月日
金融庁長官 殿	
財務(支)局長	印
投資法人の登録について	

(略)

(略)

投資法人の商 号

投資信託委 託業者名

(略)

(略)

4 - 別紙13

(A4)

登録証券投資法人登録簿縦覧申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

縦覧の目的			
登録番号	登録証券投資法人の商号	貸出印	返却印

(略)

上記登録証券投資法人登録簿を縦覧したいので申請します。

申請者 氏名			
住所			
電話番号			
職業	貸出	時	分
	返却	時	分

4 - 別紙14

(A4)

文書番号
年 月 日

金融庁長官 殿

財務(支)局長 印

証券投資法人の変更事項の登録について

5 - 別紙13

(A4)

登録投資法人登録簿縦覧申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

縦覧の目的			
登録番号	登録投資法人の商号	貸出印	返却印

(略)

上記登録投資法人登録簿を縦覧したいので申請します。

申請者 氏名			
住所			
電話番号			
職業	貸出	時	分
	返却	時	分

5 - 別紙14

(A4)

文書番号
年 月 日

金融庁長官 殿

財務(支)局長 印

証券投資法人の変更事項の登録について

(略)

(略) 証券投資法人の商号 (略)

(略)

(記載上の留意事項)

「該当条項」は、法第188条第1項各号又は施行規則第99条各号の該当条項を記載すること。

4 - 別紙15

(A4)

意見書

証券投資法人の概要

(略)

(運用会社の状況)

(略)

4 - 別紙16

(A4)

別紙様式第39号

(略)

平成 年 月 日付で届出のあった 証券投資法人に係る登録事項の変更については、平成 年 月 日付で証券投資法人登録簿に登録したので通知する。

(略)

(略)

(略) 投資法人の商号 (略)

(略)

(記載上の留意事項)

「該当条項」は、法第188条第1項各号又は規則第135条各号の該当条項を記載すること。

5 - 別紙15

(A4)

意見書

投資法人の概要

(略)

(投資信託委託業者の状況)

(略)

5 - 別紙16

(A4)

別紙様式第35号

(略)

平成 年 月 日付で届出のあった 投資法人に係る登録事項の変更については、平成 年 月 日付で投資法人登録簿に登録したので通知する。

(略)

4 - 別紙17

(A4)

	文書番号 年月日
金融庁長官 殿	
財務(支)局長	印
<u>証券投資法人の登録について</u>	

(略)

(略) 証券投資法人の商号 (略)

(略)

4 - 別紙18

(A4)

	文書番号 年月日
金融庁長官 殿	
財務(支)局長	印
<u>証券投資法人の解散について</u>	

(略)

(略) 証券投資法人の商号 (略)

(略)

5 - 別紙17

(A4)

	文書番号 年月日
金融庁長官 殿	
財務(支)局長	印
<u>証券投資法人の登録について</u>	

(略)

(略) 投資法人の商号 (略)

(略)

5 - 別紙18

(A4)

	文書番号 年月日
金融庁長官 殿	
財務(支)局長	印
<u>投資法人の解散について</u>	

(略)

(略) 投資法人の商号 (略)

(略)

(第1面)
財務(支)局

営業報告書集計表(年 月末)

1. 証券投資法人数 ____ 社
2. 証券投資法人の純資産の状況
(略)
3. 有価証券の売買状況
(略)
3. 先物取引等の状況
(略)
(新 設)

(第1面)
財務(支)局

営業報告書集計表(年 月末)

1. 投資法人数 ____ 社
2. 投資法人の純資産の状況
(略)
3. 保有有価証券等の売買状況
 - (1) 有価証券の売買状況
(略)
 - (2) 先物取引等の状況
(略)
 - (3) 不動産の売買等の状況

区		分 売	付 買	付 合	計
賃 貸 用	建 物	百万円	百万円		百万円
	土 地				
	そ の 他				
賃貸用以外	建 物				
	土 地				
	そ の 他				

- (4) その他の特定資産の売買等の状況

(略)

4 - 別紙20

(A4)

(第1面)
財務(支)局

証券投資法人の純資産状況集計表(年 月末)

1. 純資産増減状況

公募証券投資法人
(略)

私募証券投資法人
(略)

(新設)

区	分	売	付	買	付	合	計
			百万円		百万円		百万円

(略)

5 - 別紙20

(A4)

(第1面)
財務(支)局

投資法人の純資産状況集計表(年 月末)

1. 公募投資法人
(略)

2. 適格機関投資家私募投資法人
(略)

3. 一般投資家私募投資法人

区	分	前期末残高		追加出資		出資の払戻し		運用増減	当期末残高	
		投資口数	出資金額	出資口数	出資金額	払戻口数	払戻金額		投資口数	出資金額
オープン・	エンド型									
クローズド・										

合計(+)
(略)

2. 運用会社別運用資産額
(略)

(第2面)

4 - 別紙2 1、別紙2 2 (略)

5 外国証券投資法人

5 - 1 外国証券投資法人に関する届出書の記載要領

外国証券投資法人に関する届出書の法第2 2 0条第1項各号及び規則第1 3 0条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。

(1) 目的、商号及び住所

目的

イ 外国証券投資法人の規約又はこれに相当する書類に記載された目的を記載すること。

ロ 発行(売出)数、発行(売出)価額の総額、発行(売出)価格、申込手数料、申込単位、申込期間及びその他については、3 - 1に準じて記載すること。

商号及び住所

外国証券投資法人の登記簿又はこれに相当するものに記載された商号又は住所(原語名等を付記すること)を記載すること。

(2) 組織及び役員に関する事項

組織に関する事項

イ 当該外国証券投資法人の組織の名称及びその内容を記載すること。

エンド型																			
合計																			

(第2面)

4. 合計(1 + 2 + 3)
(略)
(削除)

5 - 別紙2 1、別紙2 2 (略)

6 外国投資法人

6 - 1 外国投資法人に関する届出書の記載要領

外国投資法人に関する届出書の法第2 2 0条第1項各号及び規則第1 6 2条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。

(1) 目的、商号及び住所

目的

イ 外国投資法人の規約又はこれに相当する書類に記載された目的を記載すること。

ロ 発行(売出)数、発行(売出)価額の総額、発行(売出)価格、申込手数料、申込単位、申込期間及びその他については、4 - 1に準じて記載すること。

商号及び住所

外国投資法人の登記簿又はこれに相当するものに記載された商号又は住所(原語名等を付記すること)を記載すること。

(2) 組織及び役員に関する事項

組織に関する事項

イ 当該外国投資法人の組織の名称及びその内容を記載すること。

□ 当該外国証券投資法人の外国投資証券の発行会社のほか、当該外国証券投資法人の運営に関する関係法人（運用会社又はこれに相当する者、資産保管会社又はこれに相当する者及び一般事務受託者又はこれに相当する者等）についてその名称及び関係業務の概要を記載すること。

役員に関する事項

当該外国証券投資法人の役員の氏名、住所及び担当業務（証券投資法人の執行役員又は監督役員に相当する者の業務内容）を記載すること。

(3) 資産の管理及び運用に関する事項

資産の管理に関する事項

イ 当該外国証券投資法人の解散までの資産の管理に関する事項を記載すること。

□ （略）

資産の運用に関する事項

イ （略）

□ 投資対象

投資対象とする有価証券の種類、投資基準及び種類別世或別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること。

ハ 投資制限

() （略）

() 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける証券への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

二 （略）

(4) 計算及び利益の分配に関する事項

計算に関する事項

イ 資産の評価

外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

□ 管理報酬等

外国証券投資法人の資産から支払われるすべての報酬及び手数料について、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

ハ その他

外国証券投資法人の存続時期、事業年度、追加出資又は出資の払戻しに関する

□ 当該外国投資法人の外国投資証券の発行会社のほか、当該外国投資法人の運営に関する関係法人（資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者、資産保管会社又はこれに相当する者及び一般事務受託者又はこれに相当する者等）についてその名称及び関係業務の概要を記載すること。

役員に関する事項

当該外国投資法人の役員の氏名、住所及び担当業務（投資法人の執行役員又は監督役員に相当する者の業務内容）を記載すること。

(3) 資産の管理及び運用に関する事項

資産の管理に関する事項

イ 当該外国投資法人の解散までの資産の管理に関する事項を記載すること。

□ （略）

資産の運用に関する事項

イ （略）

□ 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別世或別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること。

ハ 投資制限

() （略）

() 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

二 （略）

(4) 計算及び利益の分配に関する事項

計算に関する事項

イ 資産の評価

外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資の対象とする資産の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

□ 管理報酬等

外国投資法人の資産から支払われるすべての報酬及び手数料について、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

ハ その他

外国投資法人の存続時期、事業年度、追加出資又は出資の払戻しに関する制

制限、解散条件等を記載すること。

利益の分配に関する事項

解帯時の利益の支払い又は毎決算時の利益の分配について、資産保管会社から外国証券投資法人への交付、資産保管会社の免責、および委託者から投資主又はこれに相当する者への交付について、時期、場所、方法を記載すること。

(5) (略)

(6) 外国投資証券の払戻し又は買戻しに関する事項

当該外国証券投資法人の払戻し又は買戻し請求権に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続を記載すること。

(7) 運用会社又はこれに相当する者の営業の全部又は一部の譲渡に関する事項

営業譲渡の手続、投資主又はこれに相当する者への通知の方法及び営業譲渡に対し投資主又はこれに相当する者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。

(8) (略)

(9) 運用会社又はこれに相当する者が運用に係る権限を他の者に再委託する場合における当該再委託の内容

委託する権限の具体的な内容及び委託に係る費用を記載すること。

限、解散条件等を記載すること。

利益の分配に関する事項

解帯時の利益の支払い又は毎決算時の利益の分配について、資産保管会社から外国投資法人への交付、資産保管会社の免責、および委託者から投資主又はこれに相当する者への交付について、時期、場所、方法を記載すること。

(5) (略)

(6) 外国投資証券の払戻し又は買戻しに関する事項

当該外国投資法人の払戻し又は買戻し請求権に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続を記載すること。

(7) 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者の営業の全部又は一部の譲渡に関する事項

営業譲渡の手続、投資主又はこれに相当する者への通知の方法及び営業譲渡に対し投資主又はこれに相当する者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。

(8) (略)

(9) 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者が運用に係る権限を他の者に再委託する場合における当該再委託の内容

委託する権限の具体的な内容及び委託に係る費用を記載すること。

6 経過措置

6 - 1 特定信託約款の取扱い

6 - 1 - 1 特定信託約款の付表の変更の取扱い

特定信託約款（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第107号。以下「金融システム改革法」という。）附則第89条第1項に規定する特定信託約款をいう。以下同じ。）の変更をしようとする場合において、当該変更の内容が当該特定信託約款の付表に定めた内容（運用の基本方針を除く。）である場合において、証券投資信託委託業者が、その変更内容を記載した書面を届け出たときは、当該届出の受理をもって同項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第7条の規定による改正前の証券投資信託法（以下「旧投信法」という。）第14条第2項において準用する旧投信法第13条第2項の承認があったものとみなして取り扱うものとする。

(削除)

6 - 1 - 2 特定信託約款の信託期間の延長

信託期間の延長に係る特定信託約款の変更承認申請があった場合には、当該特定信託約款に係る証券投資信託の信託期間延長の要領についての公告の方法並びに当該信託財産の内容及び運用の経過等を明らかにした書面に基づき受益者の利用に供する方法について聴取するものとする。

6 - 1 - 3 特定信託約款に係る信託財産の統合

信託財産の統合に係る特定信託約款の変更承認申請があった場合には、当該特定信託約款に係る証券投資信託の信託財産統合の要領及び当該信託財産に係る証券投資信託の信託契約の一部解約又は当該証券投資信託の受益証券の買取りの取扱いについての公告の方法並びに統合しようとする信託財産の内容等を明らかにした書面に基づき受益者の利用に供する方法について聴取するものとする。

6 - 2 信託財産報告書の作成に当たっての留意事項

信託財産に外貨資産がある場合に、規則附則第6条においてなおその効力を有するとされる改正前の証券投資信託法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第8条第4項の規定に基づき、通貨の種類ごとに作成される同条第3項第2号、第3号、第5号及び第6号の書類の受理に際しては、通貨の種類ごとに当該通貨をもって記載されているかどうか、また、通貨ごとに小計したうえで、小計額には、邦貨換算額もあわせて括弧書として記載され、合計金額は邦貨額をもって記載されているかどうかを確認する。

6 - 3 受益証券の説明書に関する事項

金融システム改革法附則第9条第1項によりなおその効力を有するとされる旧投信法第20条の2並びに規則附則第6条によりなおその効力を有するとされる旧施行規則第11条の規定による受益証券の説明書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、旧施行規則第11条第1項に掲げる事項の具体的な記載要領は、6 - 3 - 1のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

6-3-1 受益証券の説明書の記載要領

(1) 当該受益証券の募集又は販売の要領

募集又は販売しようとする受益証券の総額又は総口数が記載されていること。

募集又は販売しようとする受益証券に係る信託の設定年月日が記載されていること。

申込みの単位、口数及び価額が記載されていること。

申込みの期間及び取扱いの場所等が記載されていること。

なお、取扱いの場所については、証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）第18条に定める者が登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいう。）を代理して受益証券の募集等を行う場合には、必要に応じて当該者が所属する代理店の名称等を表示しても差し支えない。

募集又は販売の手数料が記載されていること。

（ただし、追加型投資信託に係る受益証券の説明書を一定の募集期間を設けないで販売する際に使用する場合には、及びの「申込みの期間」の記載が省略されていても差し支えない。）

(2) 当該受益証券に係る証券投資信託の仕組み

当該証券投資信託は証券投資信託委託業者が有価証券に投資として運用することを指図（運用の外部委託先が行う指図を含む。）し、その信託財産は受託会社において保管、管理されるものであることが記載されていること。

信託財産の資産価額は、組入有価証券の値動きによって変動し、その損益は全て受益者に帰属するものであり、あらかじめ元本や一定の利息を保証するものではないことが記載されていること。

当該証券投資信託の信託期間及び受益証券の換金についての制限期間の有無が記載されていること。

受益証券の換金に係る信託財産留保額がある場合はその内容が記載されていること。

収益分配金、償還金及び一部解約金の支払時期、支払場所等が記載されていること。

収益分配金、償還金及び一部解約金に係る税制が記載されていること。

信託の計算期又は規則第42条第1項の作成期間ごとに運用の報告を行うことが記載されていること。

子ファンドにあっては、いわゆるファミリーファンド方式によるものであることが記載されていること。

(3) 当該受益証券に係る証券投資信託の運用方針

当該証券投資信託の基本的性格及び運用の基本方針が記載されていること。

組入株式及び新株引受権証券について、一銘柄の時価総額の信託財産純資産総額に対する制限率が記載されていること。

組入有価証券及び組入外貨建資産の時価総額の信託財産純資産総額に対する制限率を設けているものについては、当該制限率が記載されていること。

有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引を行う場合は、その目的及び範囲が記載されていること。

スワップ取引を行う場合は、その目的及び範囲が記載されていること。

外貨の予約売買を行う信託財産にあっては、予約の目的が記載されていること。

信託財産による借入れを行う場合は、その目的及び範囲が記載されていること。

当該信託財産の組入有価証券の貸付けを行う場合は、その旨が記載されていること。

株価変動準備金又は価額変動準備金を設ける場合は、それらに関する事項が記載されていること。

収益の分配方針が記載されていること。

子ファンドにあっては、当該マザー信託に係る上記2)の から までに掲げる事項が記載されていること。

第3部 証券投資顧問業者の監督関係
(略)

2 - 3 投資顧問契約締結前、締結時及び締結後の書面の交付

2 - 3 - 1 投資顧問契約締結前の書面の交付

(1) (略)

(2) 投資顧問業者又は認可投資顧問業者が証券投資信託委託業（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第9項に規定する証券投資信託委託業をいう。以下同じ。）又は証券業（以下「兼業に係る業務」という。）を

第3部 証券投資顧問業者の監督関係
(略)

2 - 3 投資顧問契約締結前、締結時及び締結後の書面の交付

2 - 3 - 1 投資顧問契約締結前の書面の交付

(1) (略)

(2) 投資顧問業者又は認可投資顧問業者が投資信託委託業等（投資信託委託業（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第16項に規定する投資信託委託業をいう。以下同じ。）及び投資法人資産運用業（投信法第2条第17

営む場合は、法第14条第2号の「報酬に関する事項」には、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務に対する報酬の額と兼業に係る業務に対する手数料等の額との区分を明確にする。

(略)

2 - 5 法第23条第1項の規定に基づく投資顧問業の兼業の届出

(略)

2 - 5 - 3 証券投資信託委託業を兼業する場合の手続き

(1) 投資顧問業者が証券投資信託委託業を営もうとする場合、予め投信法に基づく認可を申請しなければならない。

投信法に基づく認可後、当該業務を営む前に、これを証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。

なお、投信法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。

(2) 証券投資信託委託業を営む者が投資顧問業を営もうとする場合、予め法第4条に基づく登録の申請をしなければならない。

法第4条に基づく登録後、当該業務を営む前に、投信法に基づく認可を証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。

なお、投信法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。

(3) 認可投資顧問業者が証券投資信託委託業を営もうとする場合、予め投信法に基づく認可を申請しなければならない。

投信法に基づく認可後、当該業務を営む前に、これを証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。

なお、投信法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。

(4) 証券投資信託委託業を営む者が投資一任業務を営もうとする場合の手続きは、3 - 1から3 - 3により取り扱う。

(略)

3 投資一任契約に係る業務

(略)

項に規定する投資法人資産運用業をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)又は証券業(以下「兼業に係る業務」という。)を営む場合は、法第14条第2号の「報酬に関する事項」には、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務に対する報酬の額と兼業に係る業務に対する手数料等の額との区分を明確にする。

(略)

2 - 5 法第23条第1項の規定に基づく投資顧問業の兼業の届出

(略)

2 - 5 - 3 投資信託委託業を兼業する場合の手続き

(1) 投資顧問業者が投資信託委託業を営もうとする場合、予め投信法に基づく認可を申請しなければならない。

投信法に基づく認可後、当該業務を営む前に、これを証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。

なお、投信法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。

(2) 投資信託委託業者(投信法第2条第18項に規定する投資信託委託業者をいう。以下同じ。)が投資顧問業を営もうとする場合、予め法第4条に基づく登録の申請をしなければならない。

法第4条に基づく登録後、当該業務を営む前に、投信法に基づく認可を証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。

なお、投信法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。

(3) 認可投資顧問業者が投資信託委託業を営もうとする場合、予め投信法に基づく認可を申請しなければならない。

投信法に基づく認可後、当該業務を営む前に、これを証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。

なお、投信法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。

(4) 投資信託委託業者が投資一任業務を営もうとする場合の手続きは、3 - 1から3 - 3により取り扱う。

(略)

3 投資一任契約に係る業務

(略)

3 - 2 法第26条の規定に基づく認可申請

3 - 2 - 1 財務局長等は、認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。

(1)~(6) (略)

(7) 規則第27条第3項第12号の「投資一任契約に係る業務に関する管理体制の整備状況」には、内部管理体制の整備状況、顧客別勘定の整備状況、顧客からの契約資産運用状況の照会等に対する回答体制及びその際のコンピューター等の活用状況等について記載されていること。

なお、証券投資信託委託業者（投信法第2条第10項に規定する証券投資信託委託業者という。以下同じ。）が認可申請を行う場合は、証券投資信託委託業者として運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、投資顧問契約又は投資一任契約に係る顧客を害することとなる行為などの証券投資信託委託業者として運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者と投資顧問契約又は投資一任契約に係る顧客との利益相反行為を未然に防ぐ社内管理体制の整備状況が明確に記載されていること。

(略)

3 - 3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等

(略)

3 - 3 - 4 証券投資信託委託業を兼業する場合

証券投資信託委託業を営む投資顧問業者（認可投資顧問業者を除く。）が投資一任契約に係る業務を営もうとする場合、以下の点に留意する。

(1) 法第4条の規定に基づく投資顧問業者の登録を受けており、かつ、投信法第18条第2項の規定に基づく兼営の届出（投資一任契約に係る業務を兼営する届出）が遅滞なく提出できる状態にあること。

(2) 投資顧問業及び投資一任契約に係る業務と証券投資信託委託業との間において、利益相反防止に関する社内管理体制が整備されていること。

第4部 疑わしい取引の届出手続について

(略)

1. 証券会社、外国証券会社及び証券投資信託委託業者

3 - 2 法第26条の規定に基づく認可申請

3 - 2 - 1 財務局長等は、認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。

(1)~(6) (略)

(7) 規則第27条第3項第12号の「投資一任契約に係る業務に関する管理体制の整備状況」には、内部管理体制の整備状況、顧客別勘定の整備状況、顧客からの契約資産運用状況の照会等に対する回答体制及びその際のコンピューター等の活用状況等について記載されていること。

なお、投資信託委託業者が認可申請を行う場合は、投資信託委託業者として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る特定の投資法人の利益を図るため、投資顧問契約又は投資一任契約に係る顧客を害することとなる行為などの投資信託委託業者として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る特定の投資法人と投資顧問契約又は投資一任契約に係る顧客との利益相反行為を未然に防ぐ社内管理体制の整備状況が明確に記載されていること。

(略)

3 - 3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等

(略)

3 - 3 - 4 投資信託委託業等を兼業する場合

投資信託委託業等を営む投資顧問業者（認可投資顧問業者を除く。）が投資一任契約に係る業務を営もうとする場合、以下の点に留意する。

(1) 法第4条の規定に基づく投資顧問業者の登録を受けており、かつ、投信法第34条の10第1項第1号の規定に基づく兼営の届出（投資一任契約に係る業務を兼営する届出）が遅滞なく提出できる状態にあること。

(2) 投資顧問業及び投資一任契約に係る業務と投資信託委託業等との間において、利益相反防止に関する社内管理体制が整備されていること。

第4部 疑わしい取引の届出手続について

(略)

1. 証券会社、外国証券会社及び投資信託委託業者

(1) 疑わしい取引の届出様式

疑わしい取引が発生した場合には、文書による届出にあつては「疑わしい取引の届出の方法等に関する命令」（平成11年総理府令・法務省令第1号）別紙様式第3号（証券投資信託委託業者にあつては、別紙様式第4号）により、フレキシブルディスクによる届出にあつては別紙様式第5号に届出事項を記録したフレキシブルディスクを添付のうえ、発生の都度速やかに当局あて届け出るものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 疑わしい取引の参考事例

別添に掲げる参考事例は、個別具体的な取引が、疑わしい取引に該当するか否かを証券会社、外国証券会社及び証券投資信託委託業者（以下「証券会社等」という。）が判断するための基準である。同参考事例は、疑わしい取引の類型を網羅的に列挙したのではなく、これに該当しない取引であっても、証券会社等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる。

(略)

(1) 疑わしい取引の届出様式

疑わしい取引が発生した場合には、文書による届出にあつては「疑わしい取引の届出の方法等に関する命令」（平成11年総理府令・法務省令第1号）別紙様式第3号（投資信託委託業者にあつては、別紙様式第4号）により、フレキシブルディスクによる届出にあつては別紙様式第5号に届出事項を記録したフレキシブルディスクを添付のうえ、発生の都度速やかに当局あて届け出るものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 疑わしい取引の参考事例

別添に掲げる参考事例は、個別具体的な取引が、疑わしい取引に該当するか否かを証券会社、外国証券会社及び投資信託委託業者（以下「証券会社等」という。）が判断するための基準である。同参考事例は、疑わしい取引の類型を網羅的に列挙したのではなく、これに該当しない取引であっても、証券会社等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる。

(略)